

くろしおアリーナキャットウォーク改修工事

番号	図面名称	
A-01	改修特記仕様書 (1)	
A-02	改修特記仕様書 (2)	
A-03	鉄骨標準図 (1)	
A-04	鉄骨標準図 (2)	
A-05	附近見取図・全体配置図	
A-06	配置図兼1階平面図	
A-07	改修前詳細図	
A-08	改修後詳細図	
A-09	2階平面詳細図	【参考図】
A-10	3階平面詳細図	【参考図】
A-11	断面図	
A-12	矩計図	
A-13	大屋根天井伏図	
A-14	平面詳細図	【参考図】
A-15	展開図 (1)	【参考図】
A-16	展開図 (2)	【参考図】

2023.07		項目	特記事項	項目	特記事項																																																																				
<p>くろしおアリーナキャットウォーク改修工事 特記仕様書</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 高知市介良丙1000番地1</p> <p>2. 工事種目 【くろしおアリーナ】 鉄筋コンクリート造、鉄骨造+木造(屋根) 3階建て 延べ面積15,417㎡</p> <p>キャットウォーク改修 一式</p> <p>3. 関連工事等 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事 ・合併処理装置設置工事 ・外構工事 ○くろしおアリーナ25mプール天井照明設備等改修工事</p> <p>4. 概成工期 ○完成期限の()日前 (令和 年 月 日)</p> <p>5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項) 令和6年11月1日からは、全ての室内部分を使用する。</p> <p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>2. 適用基準等</p> <p>図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官庁官庁建設部監修の以下による。 ○公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ◎公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ◎建築工事標準詳細図 (令和4年版) ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版) ○建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)</p> <p>3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ・発注者指定型 ○受注者希望型 ・対象外(理由:) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 試行要領(営繕工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)</p>		<p>⑩ 工事安全計画書</p> <p>⑪ 統括安全衛生管理義務者の指名</p> <p>⑫ 発生材の処理</p> <p>⑬ 再生資源利用(促進)計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>⑭ 工事の保険</p> <p>⑮ 契約保証</p> <p>⑯ 前払金支出割合区分補正</p> <p>17 証明書の提出(グリーン購入法)</p> <p>⑰ 石綿含有建材の調査</p>	<p>配置人員の資格 ・1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。 ※交通誘導に関し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <tr> <th>資格</th> <th>資格要件</th> <th>配置人数</th> </tr> <tr> <td>1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備員に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>交通誘導に関し、専門的知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>5人</td> </tr> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。 また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、[1.3.12] 事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場での処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする) 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引渡しを要するもの () ・現場再利用を図るもの () ○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)</p> <p>特別管理産業廃棄物の施工計画調査 ・行う ・行わない 分析調査 ※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う () ・行わない</p> <table border="1"> <tr> <td>・PCBを含む機器類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・変圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンデンサ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・蛍光灯, HID灯具の安定器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>・PCB含有シーリング材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃油</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・廃酸 廃アルカリ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・臭化リチウム水溶液</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電池の溶解液</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ダイオキシン類</td> <td></td> </tr> </table> <p>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。 a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jacic.or.jp)より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。</p> <p>工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。</p> <p>※金銭的保証方式 ・有 ○無</p> <p>「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。 木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]</p> <p>事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる 事前調査範囲 ○改修範囲 [1.5.1] 貸与資料 ※有 (・既存の設計図書) ・無</p> <p>分析調査 ※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 ・行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数) 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p>	資格	資格要件	配置人数	1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人	交通誘導に関し、専門的知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	5人	・PCBを含む機器類		・変圧器		・コンデンサ		・蛍光灯, HID灯具の安定器		・その他()		・PCB含有シーリング材		・廃油		・廃酸 廃アルカリ		・臭化リチウム水溶液		・電池の溶解液		・ダイオキシン類		<p>19 施工数量調査</p> <p>調査範囲 ※ 図示 ・改修建築物の外壁、軒天、パラペット [1.6.2] 調査方法 ※ 外部足場を使用した目視及び打診 破壊部分の補修方法 ※ 現状に復旧 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。 また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)</p> <p>※適用する (○:一級, ●:二級) [1.7.2][1.7.3]</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種別</th> <th>技能検定の作業の種別</th> </tr> <tr> <td>○仮設工事</td> <td>※●とび作業(又は足場組立作業主任者)</td> </tr> <tr> <td>・鉄筋工事</td> <td>※○鉄筋組立作業</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>○鉄骨工事</td> <td>※●とび作業</td> </tr> <tr> <td>・ブロック・ALCパネル工事</td> <td>○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>・防水工事</td> <td>○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・石工事</td> <td>※○石張り作業</td> </tr> <tr> <td>・タイル工事</td> <td>※○タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>・木工事</td> <td>※○大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>・屋根及びとい工事</td> <td>○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>※○左官作業</td> </tr> <tr> <td>・建具工事</td> <td>○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテンウォール工事</td> <td>※○金属製カーテンウォール工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塗装工事</td> <td>※○建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>※○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td>○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業</td> </tr> </table> <p>適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。</p> <p>21 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9] 報告書を監督職員に提出する。 ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。</p> <p>測定方法 ※厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ※パラジクロロベンゼン 測定箇所 ()箇所 施工前・施工後(計 回測定) 測定対象室 () なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。 2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。 本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。 また、本工事の施工が原因となつて、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。</p> <p>22 直接仮設の養生</p> <p>内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。</p> <p>⑳ 建築材料等</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。 ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>県内産資材の優先使用 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。 注1: 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。 ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。 注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。</p> <p>㉑ 特別な材料の工法</p> <p>公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。</p> <p>㉒ 風圧力</p> <p>本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したのとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。 風速(Vo): ※ 38m/sec ・36m/sec 地表面粗土区分: ※ III ・II</p> <p>㉓ 仕上面の出隅処理</p> <p>内外部とも仕上面の出隅処理者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。 木部(家具を含む) 6mm程度 コンクリート、モルタル部 20mm程度 鉄部、金属部 3mm程度 建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。</p>	工事種別	技能検定の作業の種別	○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)	・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業	・コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業	○鉄骨工事	※●とび作業	・ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業	・防水工事	○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業	・石工事	※○石張り作業	・タイル工事	※○タイル張り作業	・木工事	※○大工工事作業	・屋根及びとい工事	○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業	・金属工事	○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業	・左官工事	※○左官作業	・建具工事	○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業	・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業	・塗装工事	※○建築塗装作業	・内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業	・植栽工事	※○造園工事作業	・その他	○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業
資格	資格要件	配置人数																																																																							
1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A)	交通誘導警備員に関する、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認められたもの	人																																																																							
交通誘導に関し、専門的知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したものの警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	5人																																																																							
・PCBを含む機器類																																																																									
・変圧器																																																																									
・コンデンサ																																																																									
・蛍光灯, HID灯具の安定器																																																																									
・その他()																																																																									
・PCB含有シーリング材																																																																									
・廃油																																																																									
・廃酸 廃アルカリ																																																																									
・臭化リチウム水溶液																																																																									
・電池の溶解液																																																																									
・ダイオキシン類																																																																									
工事種別	技能検定の作業の種別																																																																								
○仮設工事	※●とび作業(又は足場組立作業主任者)																																																																								
・鉄筋工事	※○鉄筋組立作業																																																																								
・コンクリート工事	○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業																																																																								
○鉄骨工事	※●とび作業																																																																								
・ブロック・ALCパネル工事	○コンクリートブロック工事作業 ・(単一)エーエルシーパネル工事作業																																																																								
・防水工事	○アスファルト防水工事作業 ・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・○合成ゴムシート防水工事作業 ・○塩化ビニルシート防水工事作業 ・○セメント系防水工事作業 ・○シーリング防水工事作業 ・○改良アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・○FRP防水工事作業																																																																								
・石工事	※○石張り作業																																																																								
・タイル工事	※○タイル張り作業																																																																								
・木工事	※○大工工事作業																																																																								
・屋根及びとい工事	○かわらぶき ・●スレート工事作業 ・○内外装板金作業																																																																								
・金属工事	○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業																																																																								
・左官工事	※○左官作業																																																																								
・建具工事	○ビル用サッシ施工作業 ・○木製建具製作 ・○ガラス工事作業																																																																								
・カーテンウォール工事	※○金属製カーテンウォール工事作業																																																																								
・塗装工事	※○建築塗装作業																																																																								
・内装工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 ・○壁装作業 ・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業 ・○ボード仕上げ工事作業																																																																								
・植栽工事	※○造園工事作業																																																																								
・その他	○樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) 又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事) ・○家具手加工作業																																																																								
		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名																																																																					
				くろしおアリーナキャットウォーク改修工事																																																																					
				係 係長 課長補佐 課長 図面番号																																																																					
				作図 年 月 日																																																																					
				図面名 改修特記仕様書(1) 2023.07 縮尺																																																																					
				A-01																																																																					

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	
27 事業損失補償	※現場説明書による。	④ 監督職員事務所	・設ける (m程度) ※設けない [2.4.1]	⑬ 溶接部の試験	外観試験 (7.6.12) 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日 建設省告示第1464号) 第二号に関する試験 試験方法等 ※図示 JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表 3「溶接」に関する試験 試験方法等 ※図示 完全溶込み溶接部 ・超音波探傷試験 工場溶接の場合 A O Q L ※4.0% ・2.5%	
⑳ 完成時の提出図書	・完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図・仕上表) [1.9.1][1.9.2] ・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) ・保全に関する資料(提出部数 ※2部 ・部) [1.9.3] 上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。 また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 ① 施工図、施工計画書 [1.9.2] 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	5 監督職員の備品等	備品等の設置 [2.4.1] 備品の種類 机・椅子 書 棚 黒 板 P C 掛時計 数 量 組 台 枚 台 個 備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぱ 保護帽 懐中電灯 数 量 個 足 着 個 個 備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付属器 数 量 人用 台 個 台 備品の種類 掃除具 数 量 個	13 溶接部の試験	完全溶込み溶接部 ・超音波探傷試験 工場溶接の場合 A O Q L ※4.0% ・2.5%	
㉑ 完成写真	下表のものを監督職員に提出する。 位置 分類・規格 撮影枚数 部 数 原版の大きさ(mm) ・各室 手札版(L版) ※2枚・枚 ※1部・部 ・100×125以上 ・外部 キャビネ版 ※4枚・枚 ※1部・部 ・24×36以上 ・外部 半切パネル(木製枠※アルミ枠) ※1枚・枚 ※1部・部 ・ スライド ※1部・部 カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。 撮影箇所は監督職員と協議する。 上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等に提出する。 画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度	⑥ 工事用水・電力	構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない 構内既存の施設を利用できる場合、無償の場合は、下記a)~c)による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。 また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用できる場合、有償の場合は、上記a)~c)に下記d)~e)を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。	14 デッキプレートの溶接	※図示 (7.7.8)	
30 別途設備工事との取合い	施工範囲 ・貫通孔、開口部の補強 ※下表 ・図示 ・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表 ・図示 ・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強	7 仮囲い	※図示	15 錆止め塗装の範囲	※7.8.2(1)による ・図示 (7.8.2)	
31 撤去部分	補強種別 内容 貫通孔、開口部の補強 梁 壁 スラブ 壁切込み及び補強 天井切込み及び補強	8 仮設物撤去後の整地・跡片付け	※原形の復旧 ・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]	16 錆止め塗料の種別(右記の部分に限る)	・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ※表18.3.1のA種 ・耐火被覆材の接着する面 適用箇所 ※図示 塗装の種別 ・表18.3.1のA種 (7.8.4)	
⑳ 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。	鉄骨工事	① 鉄骨製作工場 ※「指定性能評価機関」による大臣認定工場で当該設計図書の内容を満たす評価基準を有する工場 ○Sグレード ○Hグレード ○Mグレード ○Rグレード ・Jグレード ・監督職員の承諾する工場 (7.1.3)	17 耐火被覆	種別 (7.9.2) ・耐火材吹付け工法 (7.9.4) ・ロックウール吹付け工法(・乾式工法・半乾式工法・湿式工法) ・耐火板張り工法(・繊維混入けい酸カルシウム板) ・耐火材巻付け工法(・高断熱ロックウール) ・ラス張りモルタル塗り 左官工法 (7.9.6) ・耐火塗料 塗装工法 (7.9.7) ・図示 (7.9.8) 耐火性能 (7.9.3)	
33 消防計画	工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。	② 鉄骨製作工場における施工管理技術者の配置	※適用する (7.1.4)	18 アンカーボルトの保持及び埋込み工法	建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.10.3)(表7.10.1) 種別 ・A種 ※B種 構造用アンカーボルト ※図示 (7.10.3)(7.2.4) ・形状()、寸法() アンカーフレーム ※図示 ・形状()、寸法() 柱底均しモルタルの厚さ及び種別※50mm ※A種 ・B種(7.2.9)(7.10.3)(表7.10.2) 無収縮モルタルの製造所 評価名簿による (7.2.9) 無収縮モルタルの調合等 ※7.2.9(2)による	
㉑ 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。 また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。	③ 鋼材	○A-08の通り (7.2.1)(表7.2.1)	19 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	摩擦面の処理方法等 ※プラスト処理又はりん酸塩処理 (7.12.5)	
仮設工事(改修)	内部足場 ※きやつ、足場板等 ○榻足場等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1] 外部足場 ※本足場 外部足場の養生 ※図示 ・防護シート・メッシュシート・防音シート・防音パネル 材料、撤去材の運搬方法 ・A種 ※B種・C種・D種 ○E種 C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示) D種の場合 利用可能な階段(※図示)	④ 高力ボルト	高力ボルトの種類 ※トルシア高力ボルト(S10T) (7.2.2) ・JIS 形高力ボルト(F10T) ○溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当) ・建築基準法に基づき認定を受けた高力ボルト ねじの呼び ※図示 すべり試験 ※実施しない ・実施する 試験の方法等 ※図示 (7.4.2) ナット回転の場合でJIS形高力ボルトのボルト長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量(7.4.7) ※図示	金属工事	1 あと施工アンカー	施工後の確認(引張試験) ・行う ・行わない 確認強度() (14.1.3)
① 足場その他	○内部足場は、別契約電気設備工事でも使用するため、事前に協議を行うこと。	⑤ 普通ボルト	ボルト及びナットの材料等 ※図示 ○表7.2.3による (7.2.3)(表7.2.3) ねじの呼び ※図示	2 表面処理	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.1)(表14.2.1) 表面処理の種別 施工箇所(成形板、笠木、手すり、建具以外) ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種 ・常温乾燥型の塗装の場合() 陽酸化皮膜の着色方法 (14.2.1) ※二次電解着色(・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.2)(表14.2.2) 表面処理方法 種別 施工箇所(手すり、ダラップ以外) 溶融亜鉛めっき ○A種 ○B種 ・C種 キャットウォーク鋼材全て 電気亜鉛めっき ・D種 ・E種 ・F種	
② 養生	○既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1] ・既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等 ・既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示 ・固定された備品等の移動 ※図示 ○開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。	⑥ アンカーボルト	・構造用アンカーボルトの種類 (7.2.4) ・ABR400 ・ABR490 ・ABM400 ・ABM490 ・規格外() ・建方用アンカーボルトの種類 ・SS400 ねじの規格等 ※表7.2.3による	3 仮設間仕切り(屋内)	設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1] 間仕切り種別 ・A種 ○B種 ※C種 A種、B種の場合 仕上げの材種 ※せつこうボード 厚さ9.5mm ○合板(普通合板) 厚さ9.0mm 塗装仕上げ等 ・行う ※行わない 仮設扉設置箇所 ※図示 仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度 ・図示	
③ 仮設間仕切り(屋内)		⑦ ターンバックル	建築用ターンバックルボルトの種類 ※羽子板ボルト ・両ねじ式 ・アイボルト (7.2.6) 建築用ターンバックル胴の種類 ※割棒式 ・パイプ式 種類、ねじの呼び等 ※図示 (7.2.7)			
		8 床構造用のデッキプレート	構法 適用箇所 材質、形状、寸法 備考 ・デッキプレート単独の構法 JIS G 3352 ・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法 JIS G 3352			
		9 スタッド	耐火認定 ・有り(耐火時間: ※図示)			
		⑩ 材料試験等	種類等 ※図示 (7.2.8)			
		⑪ 工作一般	板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験 ・実施する ○実施しない (7.2.10)			
		⑫ 溶接接合	高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示 (7.3.2) 仮組の実施 ・実施する(部位:) ※実施しない (7.3.10)			
			技能資格者への技量付加試験 ・行う ※行わない (7.6.3) 代替エンドタブを使用する場合は、技量付加試験を行うか、AW検定協議会が実施する代替エンドタブ検定により認定された溶接作業を行う技能資格者でなければならない			
			開先の形状 ※図示 (7.6.4) スカラップの形状 ※図示 (7.6.7) エンドタブ ※切断する ・切断しない 切断する箇所 ※見えがかり部 ・図示 切断範囲 ※図示			

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	改修特設仕様書(2)	2023/07	縮尺	作図	年 月 日	A-02

鉄骨構造標準図 (1)

1. 共通

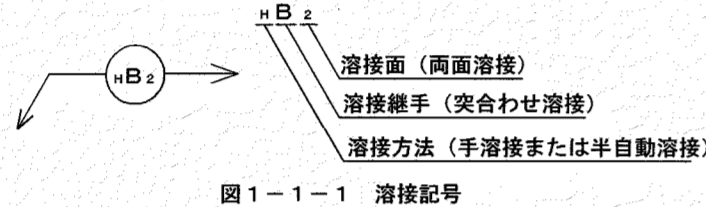
一般事項

- 鉄骨の工作及び接合は、特記及び本図によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」平成31年版に従うこと。
- 特記図面の方が本図より優先するものとする
- 本図の単位はmmとする。
- 精度は、日本建築学会編「鉄骨工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事」による。

1-1 記号

- 略記号は以下のとおり
- B. PL - ベースプレート HTB - 高力ボルト
- Cov. PL - カバープレート G. PL - ガセットプレート
- F. PL - フランジプレート FB - フラットバー
- W. PL - ウェブプレート
- S. PL - スプラインプレート

本標準図中の溶接記号は図1-1-1のとおり



2. ボルト接合

表2-1-1 形鋼のゲージ (単位: mm)

A又はB	g1		最大輪径	B	g2		最大輪径	H	g3		最大輪径
	g1	g2			g1	g2			g3	g3	
45	25	12	100	56	16	50	30	12			
50	28	16	125	75	16	65	35	20			
60	35	16	150	90	22	70	40	20			
65	35	20	175	105	22	75	40	22			
70	40	20	200	120	24	80	45	22			
75	40	22	250	150	24	90	50	24			
80	45	22	300	150	24	100	55	24			
90	50	24	350	140	24						
125	55	24	400	140	24						
100	50	35	24								
130	50	40	24								
150	55	55	24								
175	60	70	24								
200	60	90	24								

※1 千鳥打ちとした場合

(1) ボルトの最小縁端距離およびボルト間隔

表2-2-1 ボルトの最小間隔及びボルト間隔 (単位: mm)

ねじの呼び	ボルト孔径	縁端距離 e	ボルト間隔 p
M16	18	40	60
M20	22		
M22	24		
M24	26	45	70

(2) 千鳥打ちの場合

表2-2-2 千鳥打ちのゲージ及び間隔 (単位: mm)

ゲージ g	千鳥打ちの間隔 (Pt)	
	ねじの呼び	ねじの呼び
35	M12, M16, M20, M22	M24
	50	65
40	45	60
45	40	55
50	35	50
55	25	45
60	-	40

2-3 ボルトの種類

表2-3-1 締付け長さに加える長さ (単位: mm)

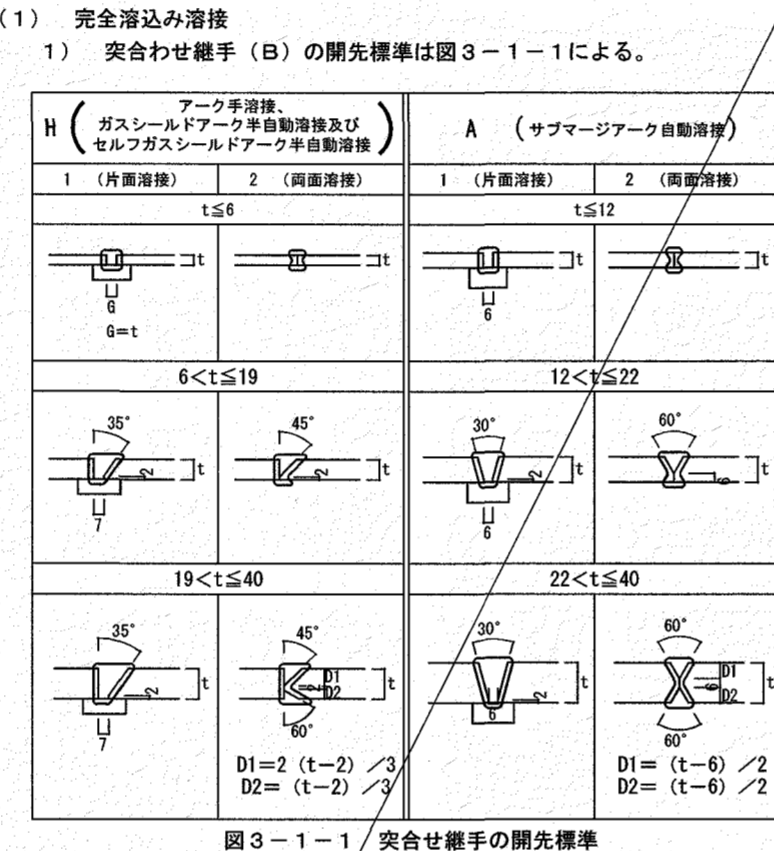
ボルトの呼び径	F8T, F10T	S10T
M16	30	25
M20	35	30
M22	40	35
M24	45	40

図2-3-1 トルシア形高力ボルト

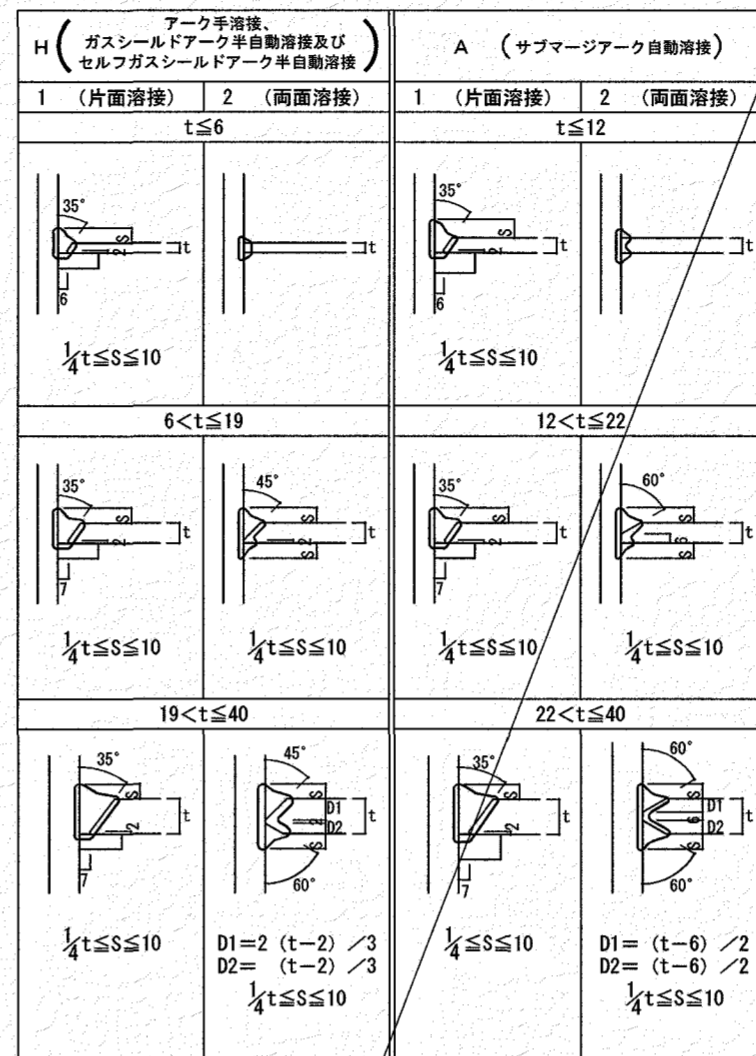
- 特記以外はすべてS10T（トルシア形高力ボルト、図2-3-1）又はF10Tとする。
- 本締め使用するボルトと、仮締めボルトの兼用はしてはならない。
- ボルトの接合面の処理は、締め付け摩擦面を平グラインダー掛け等を行い、黒皮を除去して一様に赤さびを自然発生させる。ただし、ショットブラスト等を行った場合はこの限りでない。締付けは一次締付け後、マーキングを入れてから本締めをする。
- 亜鉛めっきボルトの場合は、すべてF8Tとする。

3. 溶接接合

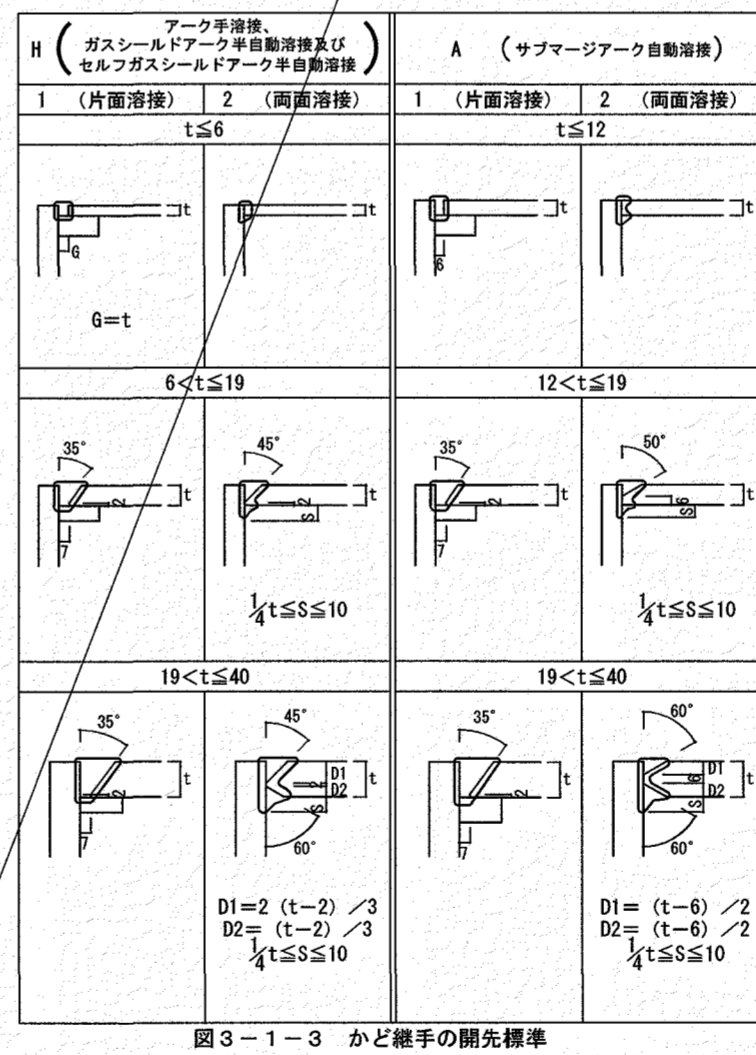
3-1 溶接継手種類別開先標準



2) T形継手 (T) の開先標準は図3-1-2による。



3) かど継手 (L) の開先標準は図3-1-3による。

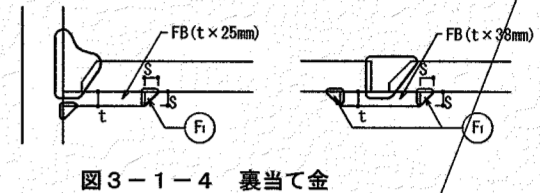


4) 裏はつり

完全溶込み溶接を両面溶接とする場合は、裏溶接の前に裏はつりを行う。裏はつりは、健全な溶着部分が見れるまではつり取るものとする。ただし、自動溶接において完全な溶込みが得られたことを超音波探傷試験等で確認できる場合は、裏はつりを省力することができる。

5) 裏当て金

a) 完全溶込み溶接の片面溶接に用いる裏当て金は、原則としてフランジ内側に設置し取付方法は、図3-1-4による。裏当て金の組立溶接は接合部に悪影響を与えないようにエンドタブの位置、又は梁フランジ幅の1/4の位置に行う。



b) 裏当て金の厚さ及び隅肉溶接のサイズは表3-1-1及び表3-1-2により、裏当て金の材質は、原則として母材と同等以上のものとする。

表3-1-1 裏当て金の厚さ (単位: mm)

溶接工法	t
手溶接	6以上
半自動溶接	9以上
自動溶接	12以上

表3-1-2 溶接のサイズ (単位: mm)

裏当て金の厚さ	S
t ≤ 9	5
t > 9	9

鉄骨構造標準図 (2)

(2) 隅肉溶接
隅肉溶接 (F) の開先標準は、図3-1-5による。
サイズ (S) は表3-1-3による。

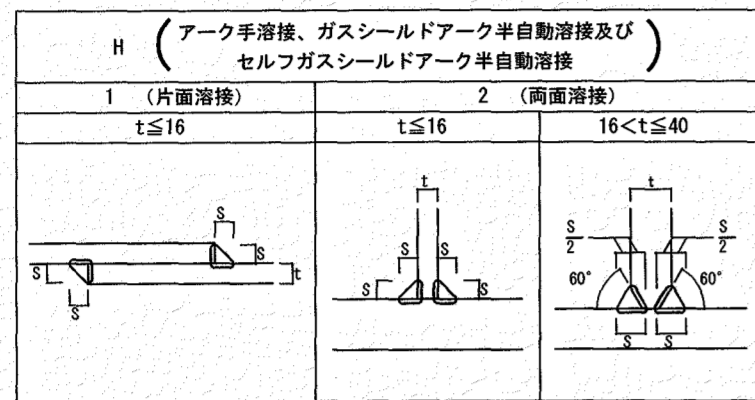


図3-1-5 隅肉溶接の開先標準

表3-1-3 隅肉溶接のサイズ (単位: mm)

t	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	19	22	
S	3	4	5	5	6	7	8	8	9	10	10	11	12	11	13	
t	25	28	32	36	40											
S	15	17	19	21	24											

(3) 部分溶込み溶接
部分溶込み溶接 (P) の開先標準は図3-1-6による。

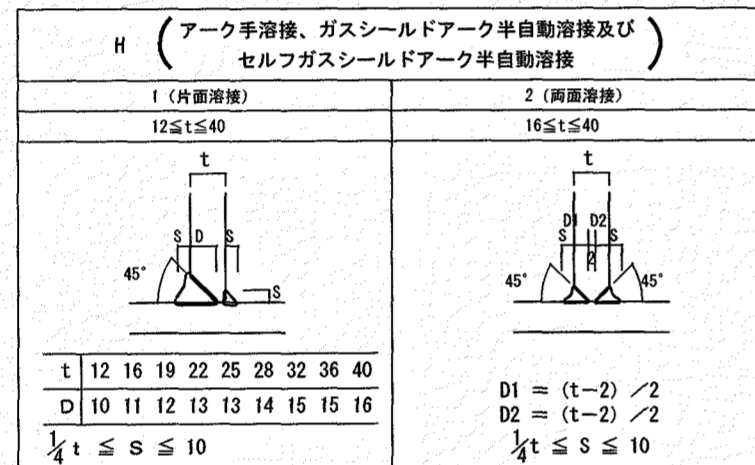


図3-1-6 部分溶込み溶接の開先標準

(4) フレア溶接
フレア溶接 (FL) の開先標準は図3-1-7による。

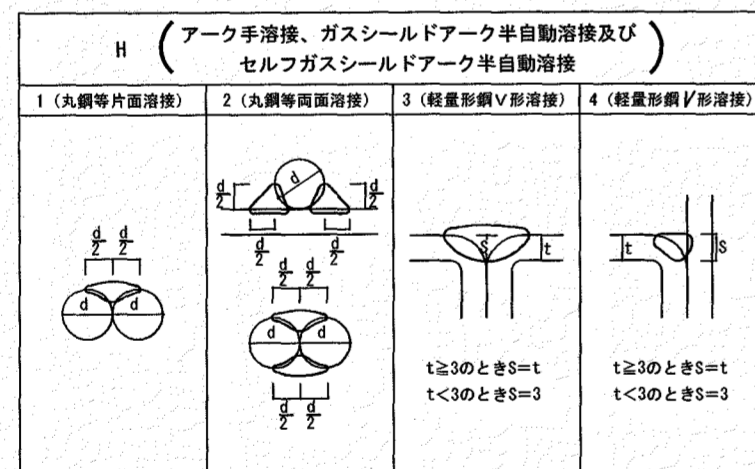


図3-1-7 フレア溶接の開先標準

3-2 溶接施工

(1) エンドタブ
エンドタブの材質は、母材と同等以上のものとし、形状は同厚・同開先のものを用い、長さは、図3-2-1及び、表3-2-1のとおりとする。ただし、あらかじめ溶接部に欠陥が生じないことが確認された材質及び形状のものを用いる場合は、この限りではない。

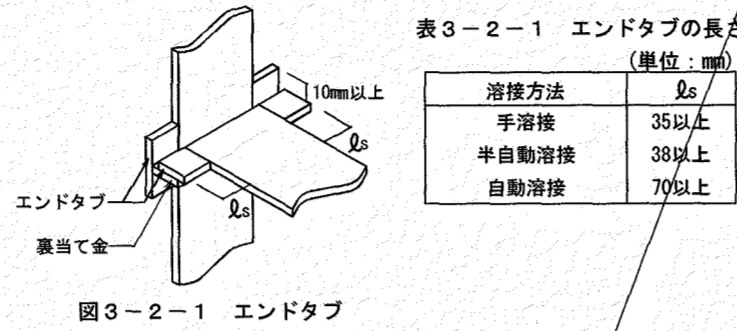


図3-2-1 エンドタブ

(2) スカラップ
スカラップ形状は原則として改良型 (図3-2-2 (A)) とするが、組立H形鋼の場合は従来型 (図3-2-2 (B)) とする。スカラップ半径 (Sr) は35mmを標準とする。また、ノンスカラップ形状とする場合は図3-2-2 (C) とする。

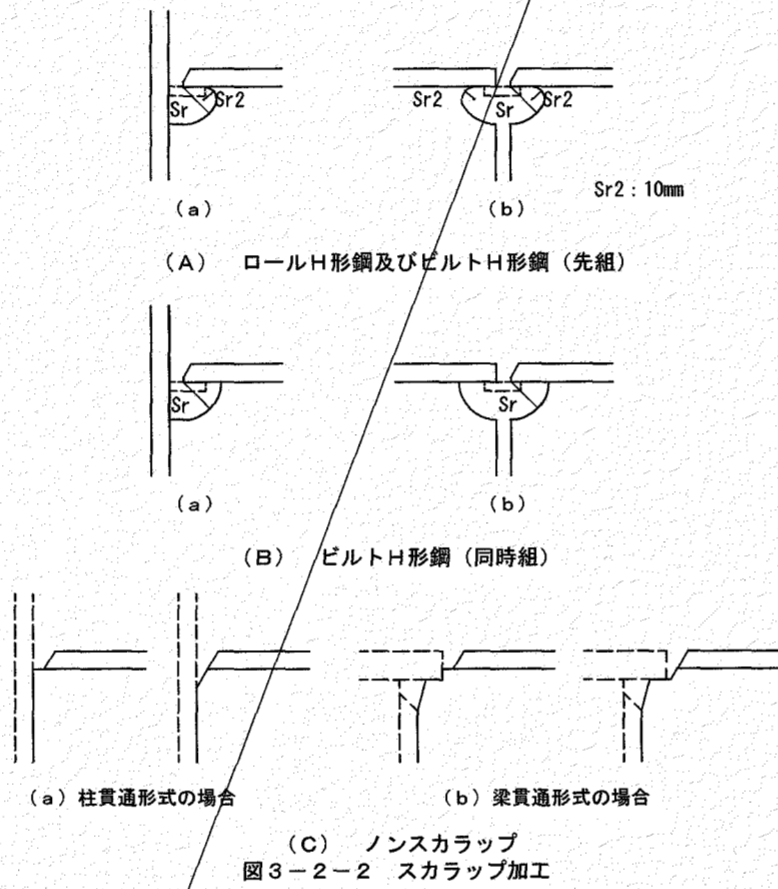


図3-2-2 スカラップ加工

(3) 余盛り
完全溶込み (突合せ継手、かど継手)、隅肉溶接及びフレア溶接の溶接部は、余盛りを行うものとする。余盛り高さの限度は、表3-2-2による。

溶接継手	溶接工法	余盛りの限度
突合せ継手	手溶接	3
	半自動溶接	4
かど継手	自動溶接	4
	手溶接	3
隅肉溶接	手溶接	3
フレア溶接	半自動溶接	3

(4) 溶接部の段差
完全溶込み溶接を行う部分の板厚の差による段差が10mmを超える場合は、図3-2-3のように原則として厚い方の板に1/2.5以下の勾配をとる。

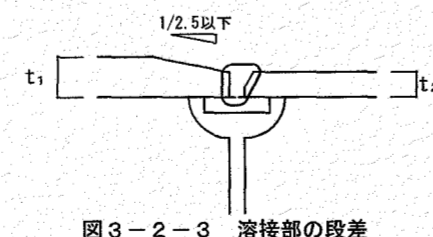


図3-2-3 溶接部の段差

4-1 柱脚部詳細

(1) 柱脚部溶接及びボルト配置要領

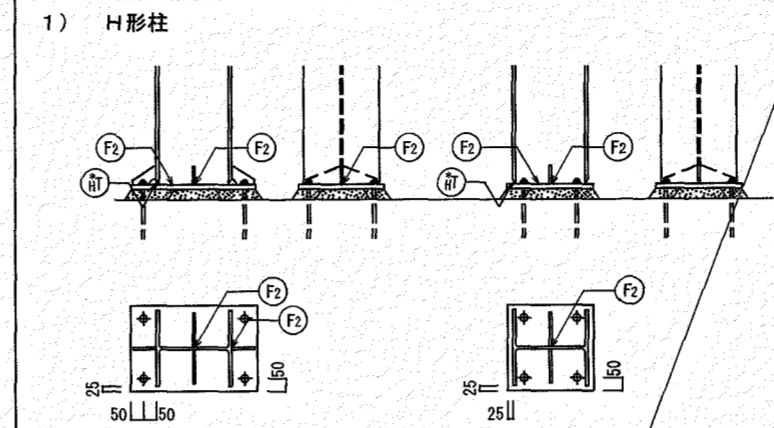


図4-1-1 H形柱脚部

(注) (F1): 埋込み型柱脚とする場合で、フランジ厚さが12mm以下の場合は(F2)、13mm以上の場合は(P1)とすることができる。

2) 鋼管柱

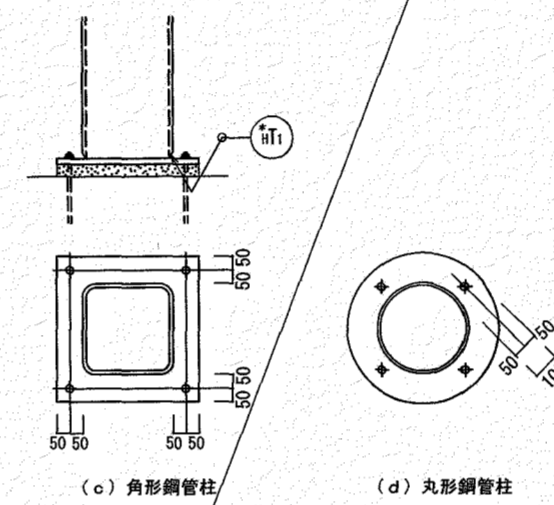


図4-1-2 鋼管柱脚部

(注) (F1): 柱板厚が6mm以下の場合は(F2)とすることができる。

3) 十字形柱 (T形柱もこれに準ずる)

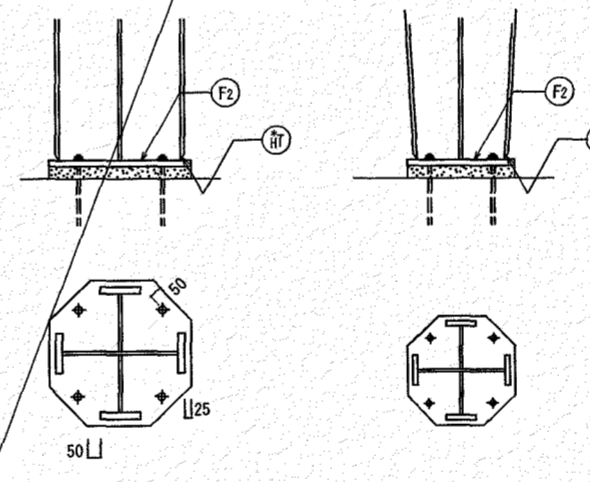


図4-1-3 十字型柱脚部

(注) (F1): 埋込み型柱脚とする場合で、フランジ厚さが12mm以下の場合は(F2)、13mm以上の場合は(P1)とすることができる。

4. 柱脚

5-1 仕口部詳細

(1) 仕口パネル
仕口パネルの範囲は下図により、材質は取付く梁及び柱のウェブ材の内、強度及び溶接性の最も優れたものと同等のものを用い、板厚はいずれも厚いもの以上かつ9mm以上とする。

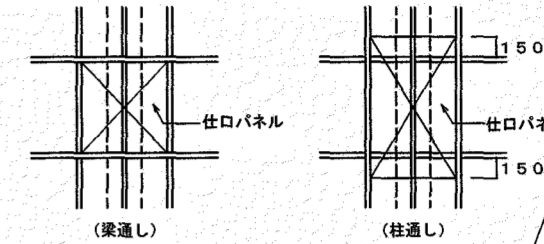


図5-1-1 仕口パネル

(2) 水平ステフナ

1) 十字形柱及びH形柱の仕口部に設ける水平ステフナの形状及び大きさは、図5-1-2により、材質は梁フランジ材と同等以上のものを用い、板厚は梁フランジ厚以上かつ9mm以上とする。なお、梁幅が300mm以上の場合には、スニップカットの代わりにスカラップとすることができる。

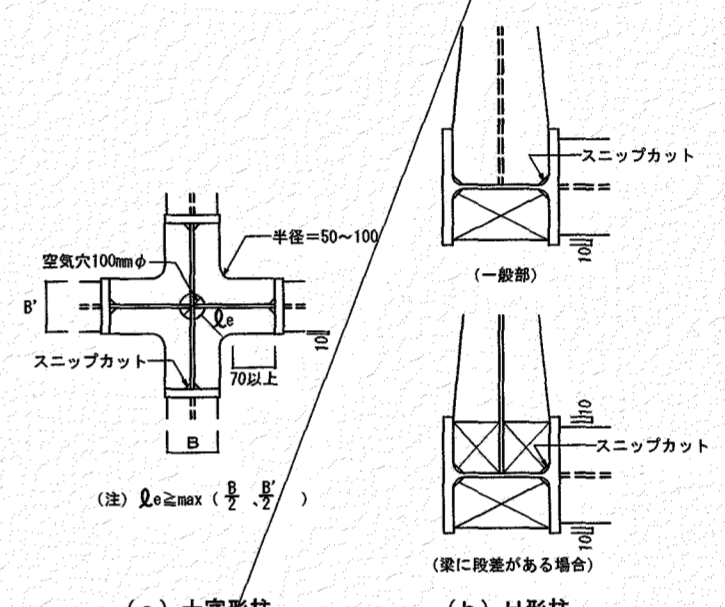


図5-1-2 水平ステフナ

2) 鋼管柱の仕口部に設けるダイアフラムの形状及び大きさは、図5-1-3により、通しダイアフラムの場合の材質は、取付く梁フランジ材のうち強度及び溶接性の最も優れたものと同等以上のものとし、板厚は同レベルに取合う梁フランジの内、最も厚いものの2サイズアップ以上とする。また、内ダイアフラムの場合の材質は、梁フランジと同等以上のものを用い、板厚は、同レベルに取合う梁フランジの2サイズアップ以上とする。ダイアフラム中心部には、最上部を除いて空気穴 (約30mm程度) を設ける。ただし、スニップカットの代わりにスカラップを設ける場合には、空気穴を省略することができる。

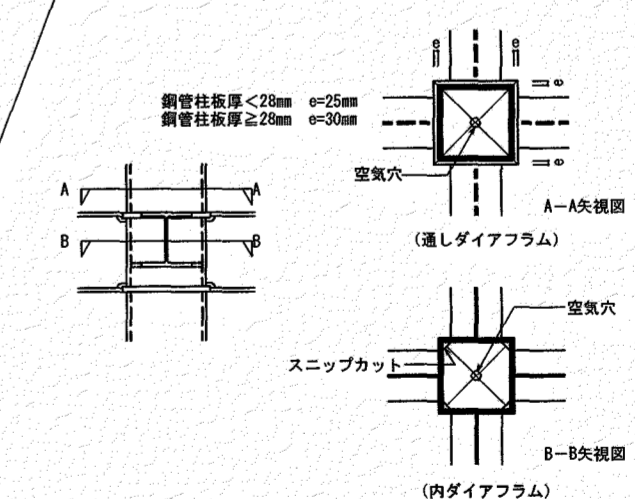
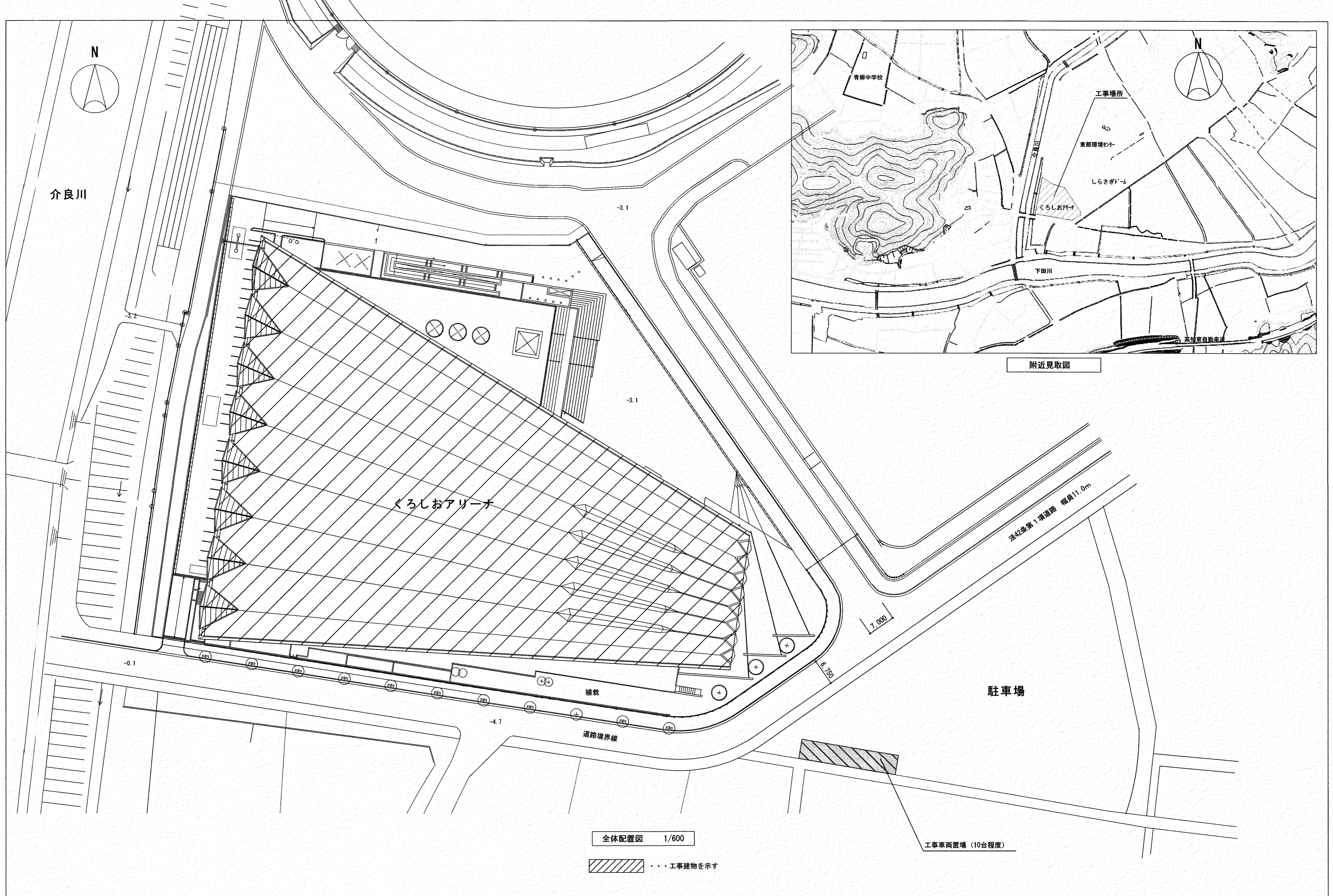


図5-1-3 ダイアフラム

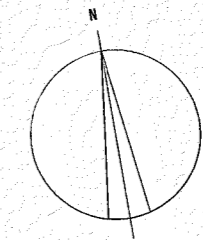


全体配置図 1/600

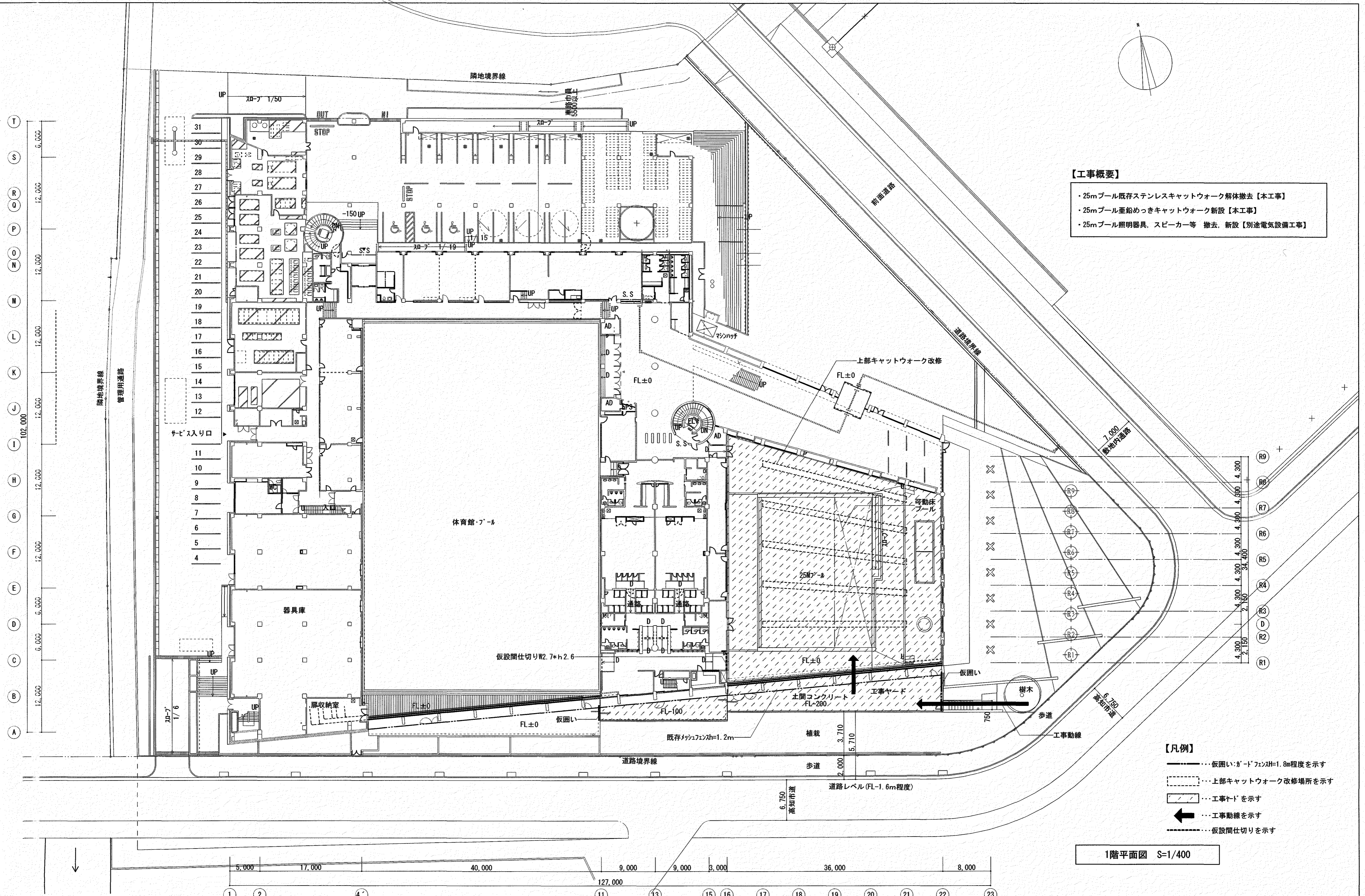
.....工事建物を示す

工事車両置場 (10台程度)

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	田部	田部	松本	西村	A-05
				図面名	附近見取図・全体配置図		縮尺	1/600	作図



- 【工事概要】**
- ・25mプール既存ステンレスキャットウォーク解体撤去【本工事】
 - ・25mプール垂鉛めっきキャットウォーク新設【本工事】
 - ・25mプール照明器具、スピーカー等 撤去、新設【別途電気設備工事】



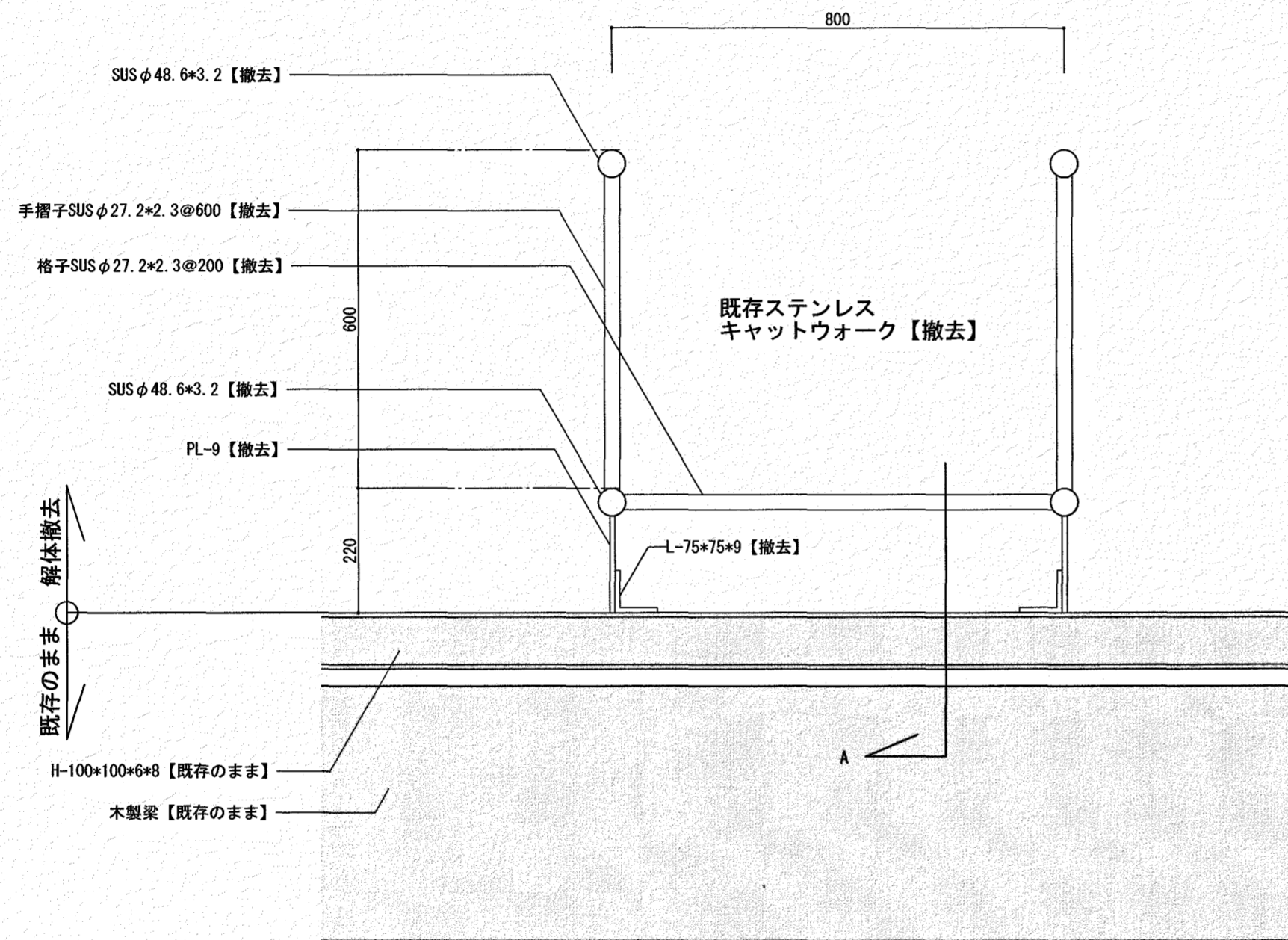
- 【凡例】**
- 仮囲いガードフェンスH=1.8m程度を示す
 - 上部キャットウォーク改修場所を示す
 - 工事ヤードを示す
 - ← 工事動線を示す
 - 仮設間仕切りを示す

1階平面図 S=1/400

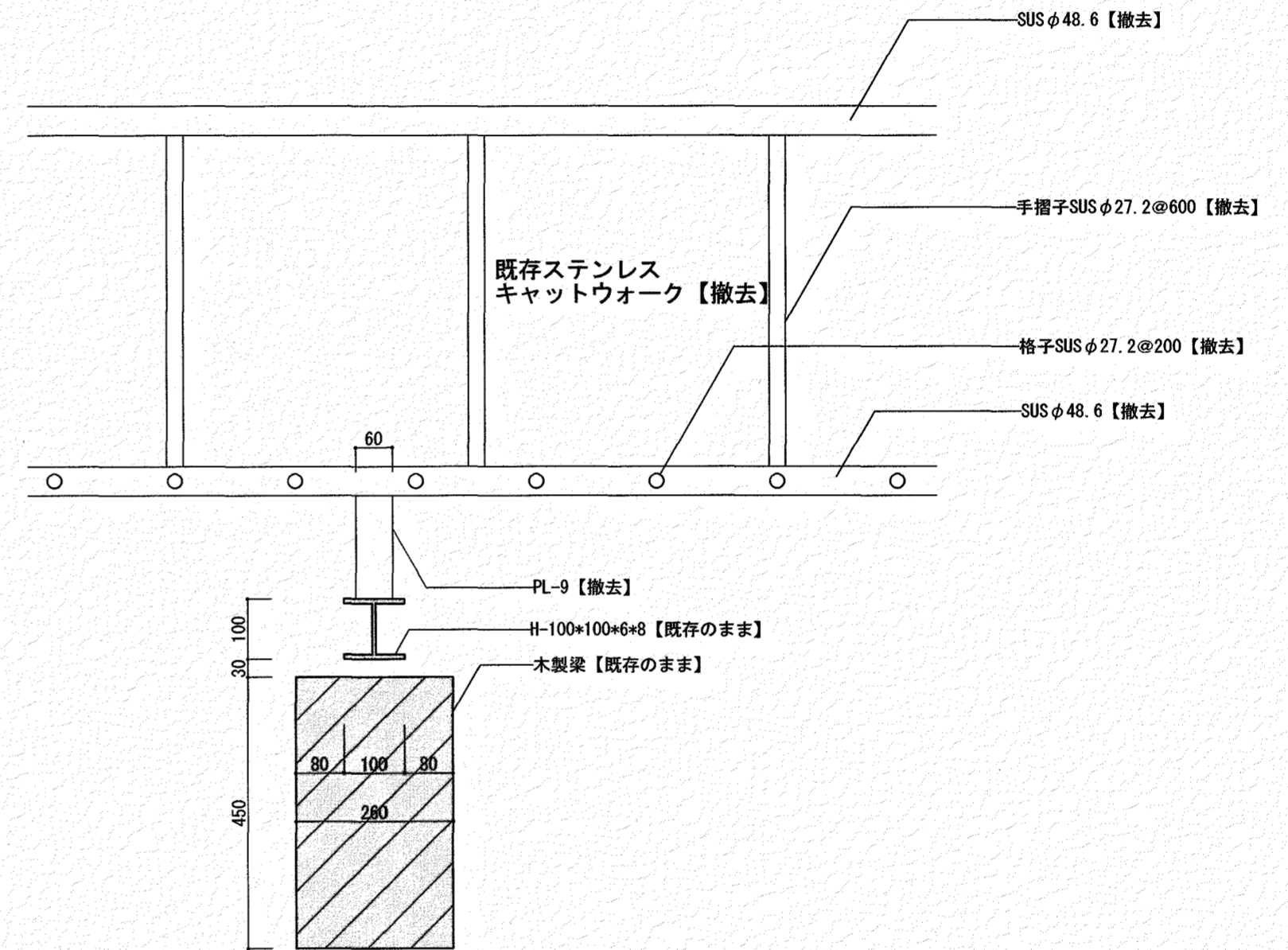
注意事項 ※工事ヤード内のプールサイドにプール用コースロープを9本仮置きしているため、適宜養生を行うこと。

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	1階平面図	縮尺	S=1/400	作図	年月日	A-06



断面詳細図
S=1/10



A断面図
S=1/10

..... 既存のままを示す

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
くろしおアリーナキャットウォーク改修工事					A-07
図面名	縮尺		作図年月日		
改修前詳細図	S=1/10				

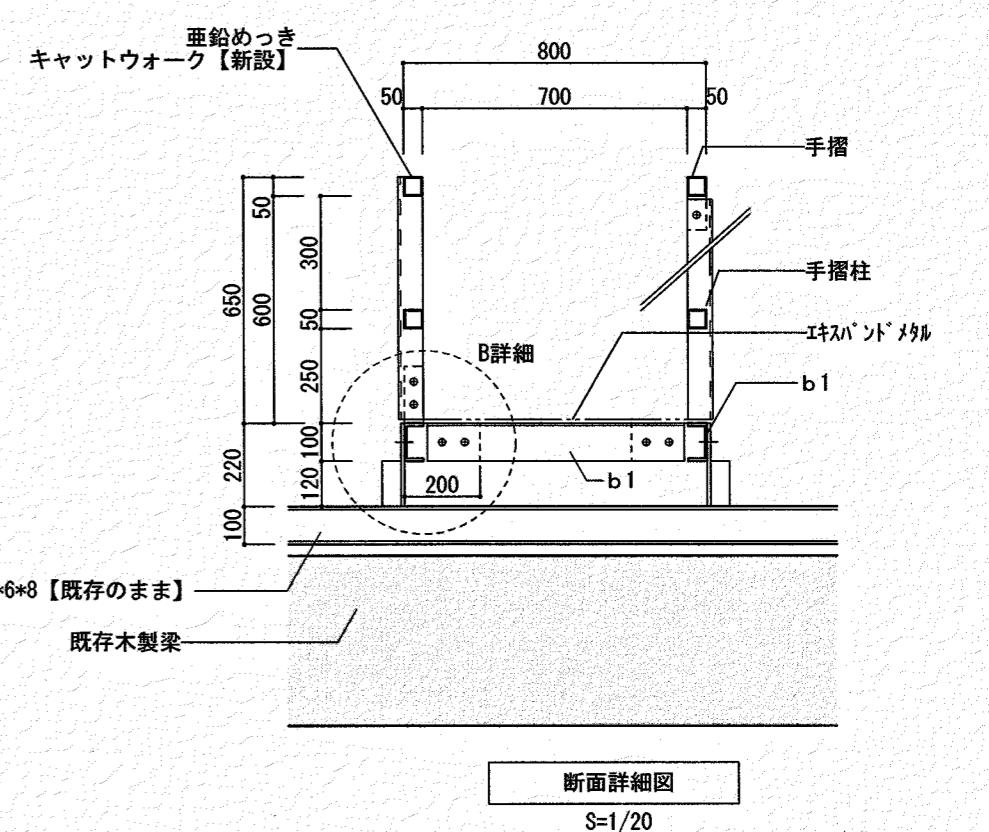
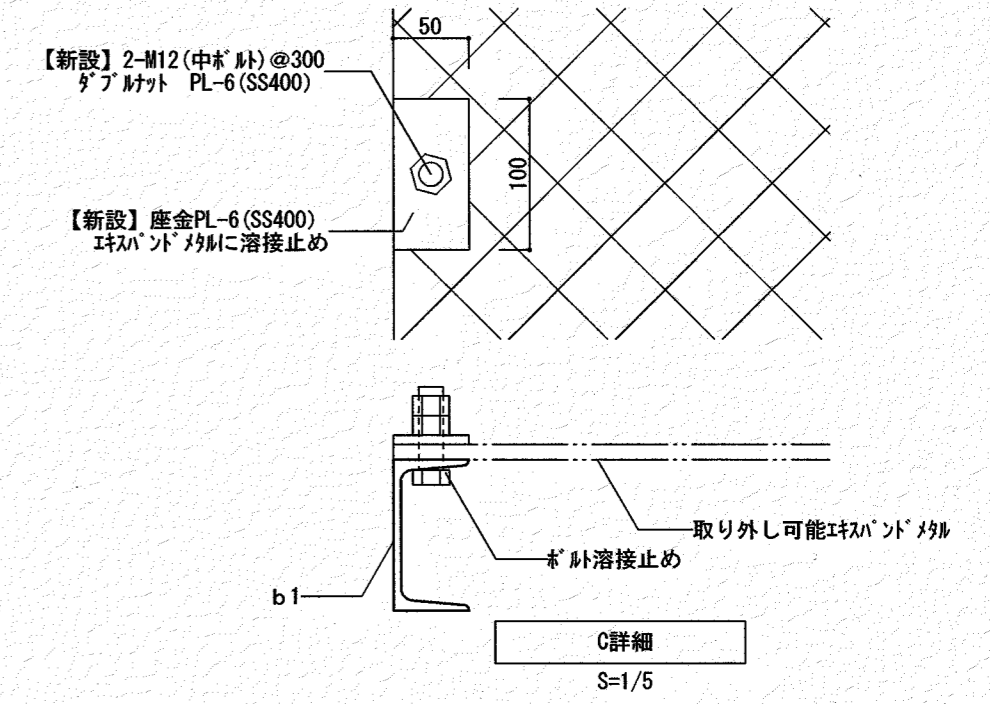
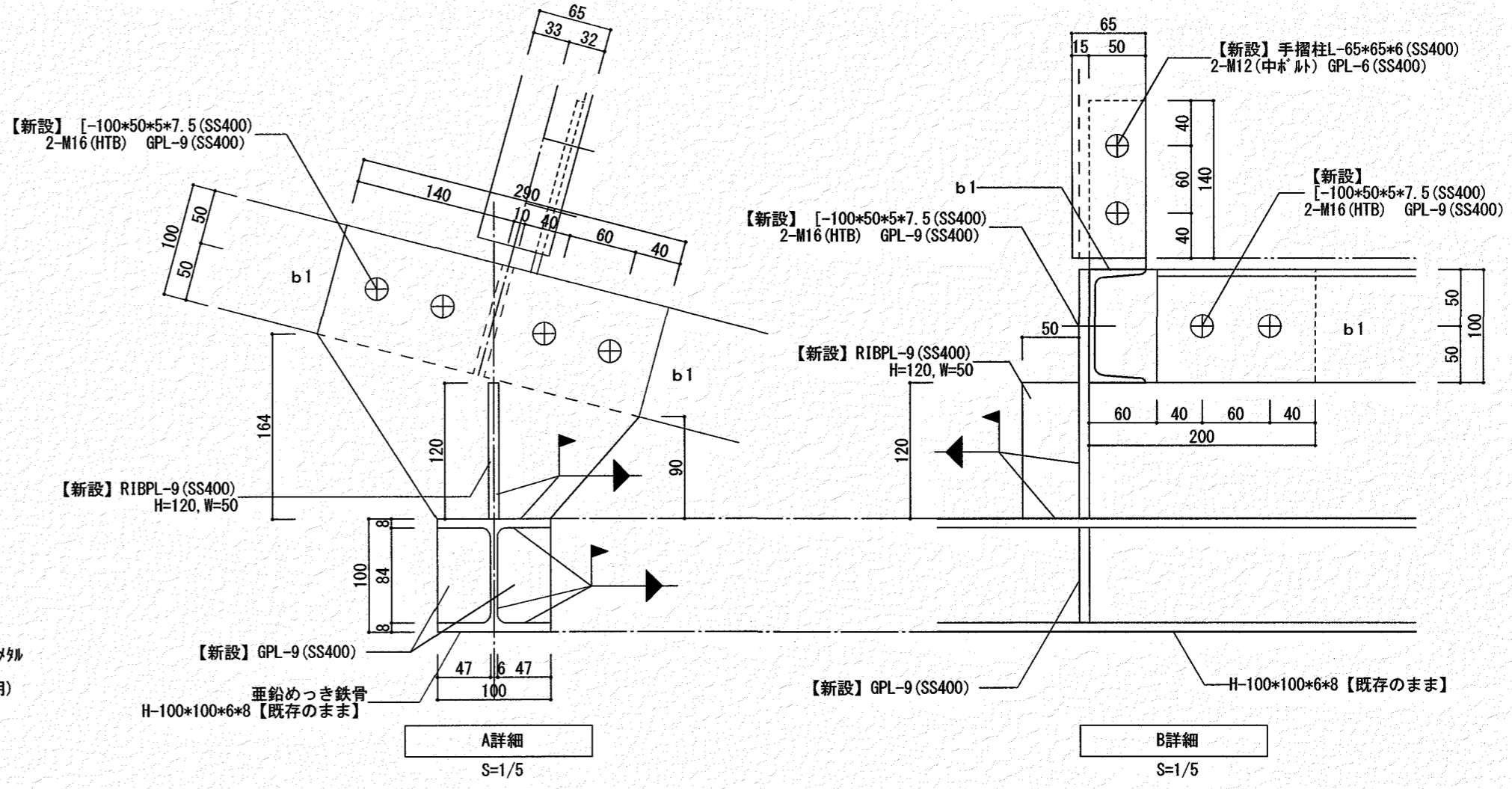
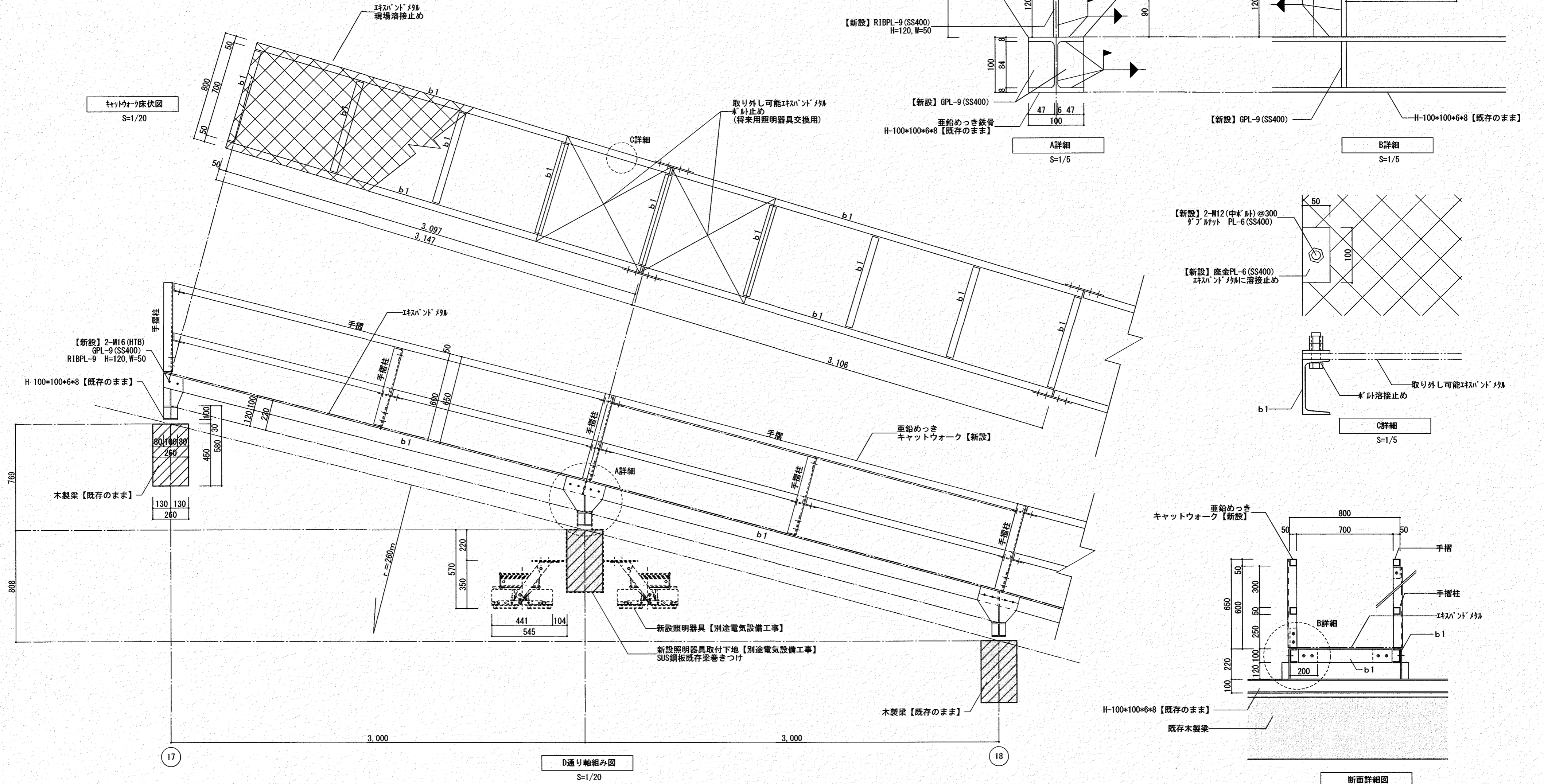
【新設】部材リスト

部材名	寸法等	材種	継手・仕口等
b1	L-100*50*5*7.5	SS400	2-M16 (HTB) GPL-9 (SS400)
手摺柱	L-65*65*6	SS400	2-M12 (中ボルト) GPL-6 (SS400)
手摺	□-50*50*3.2	STKR400	1-M12 (中ボルト) GPL-6 (SS400)
エキスパントメッシュ	XG-21 T4.5*W7.0	SS400	

※特記なき鋼材及びボルト類は全て溶融亜鉛めっきとする。

※現場溶接部は亜鉛めっき補修を行う。

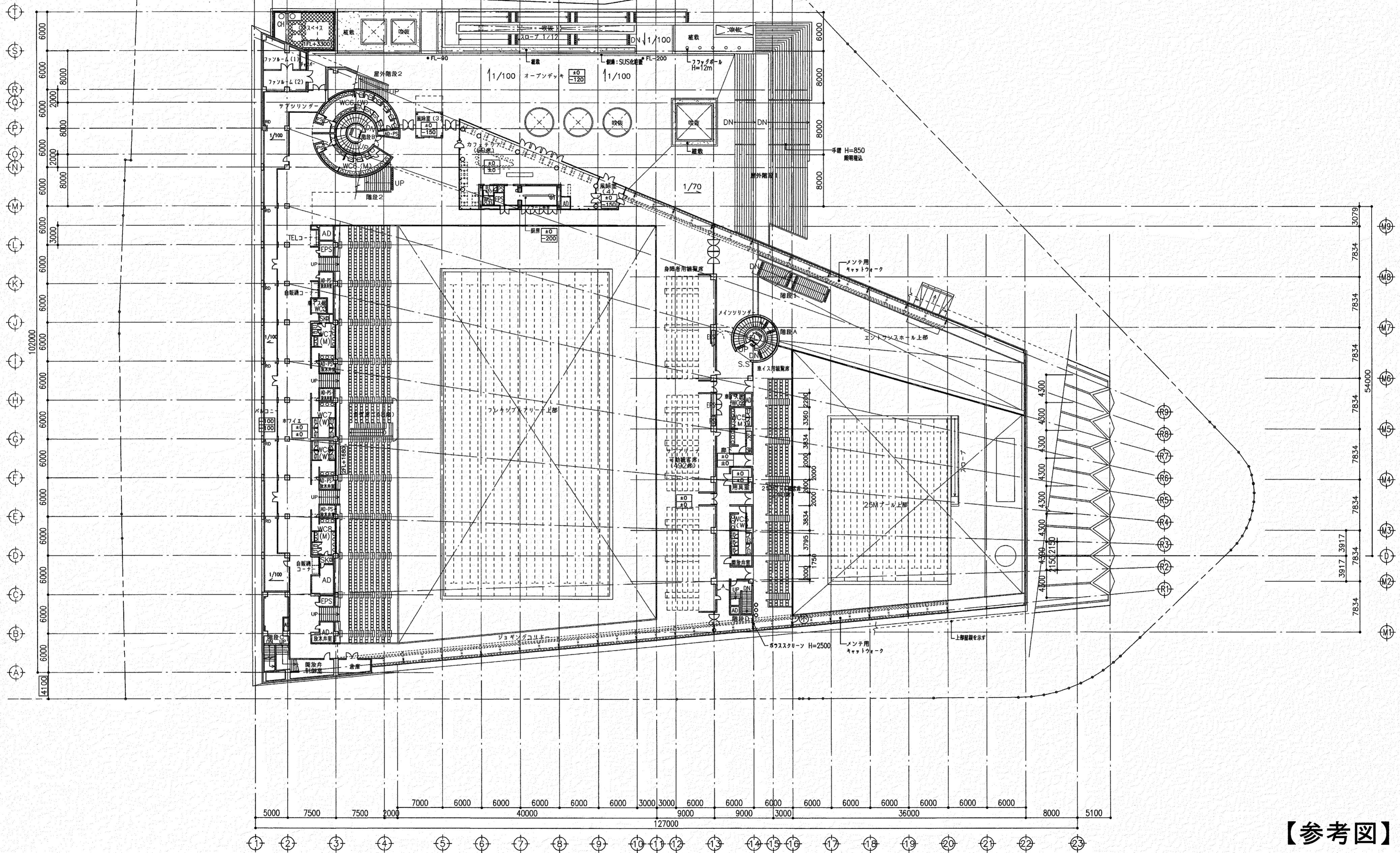
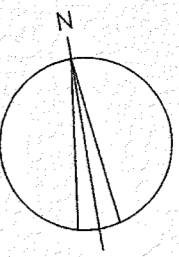
※現場溶接部は監督職員の指示する10箇所にて浸透探傷試験を行う。



..... 既存のままを示す

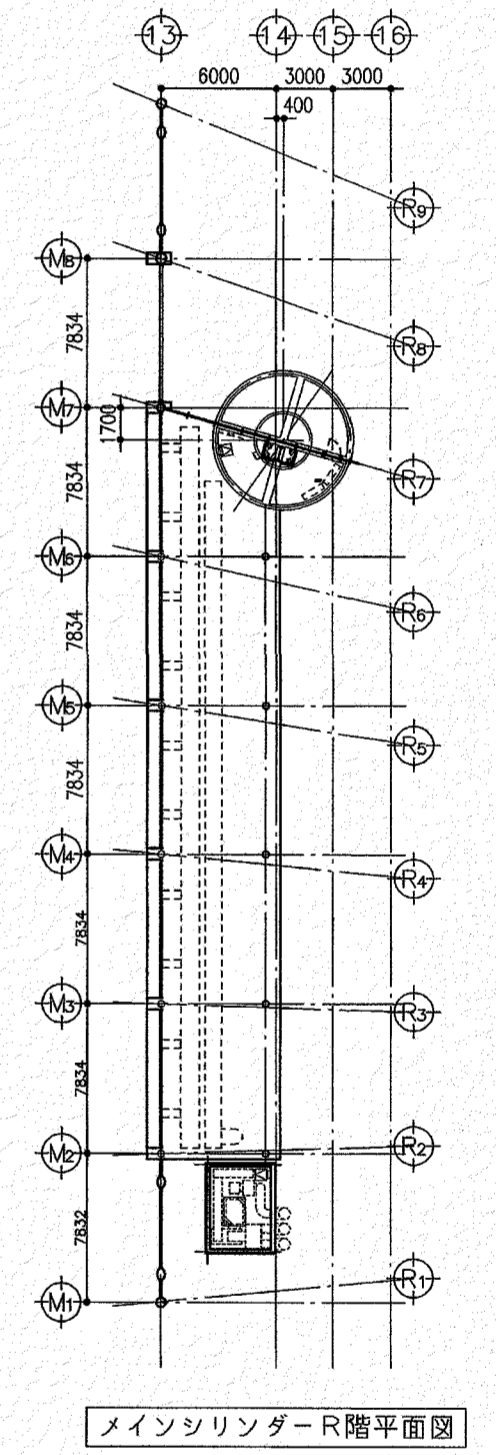
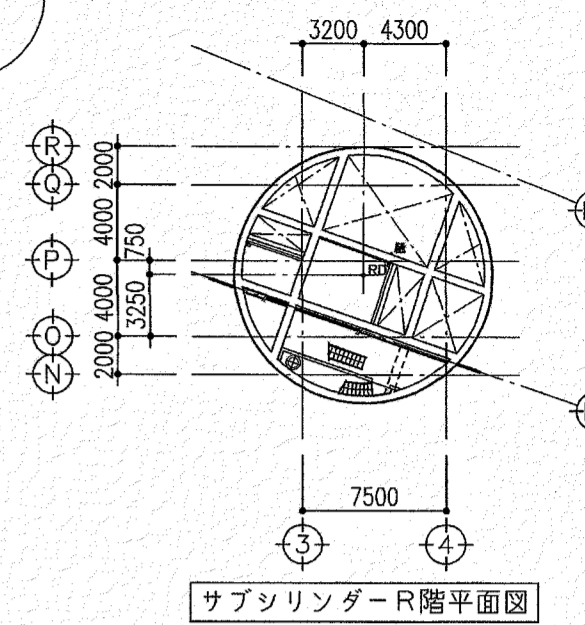
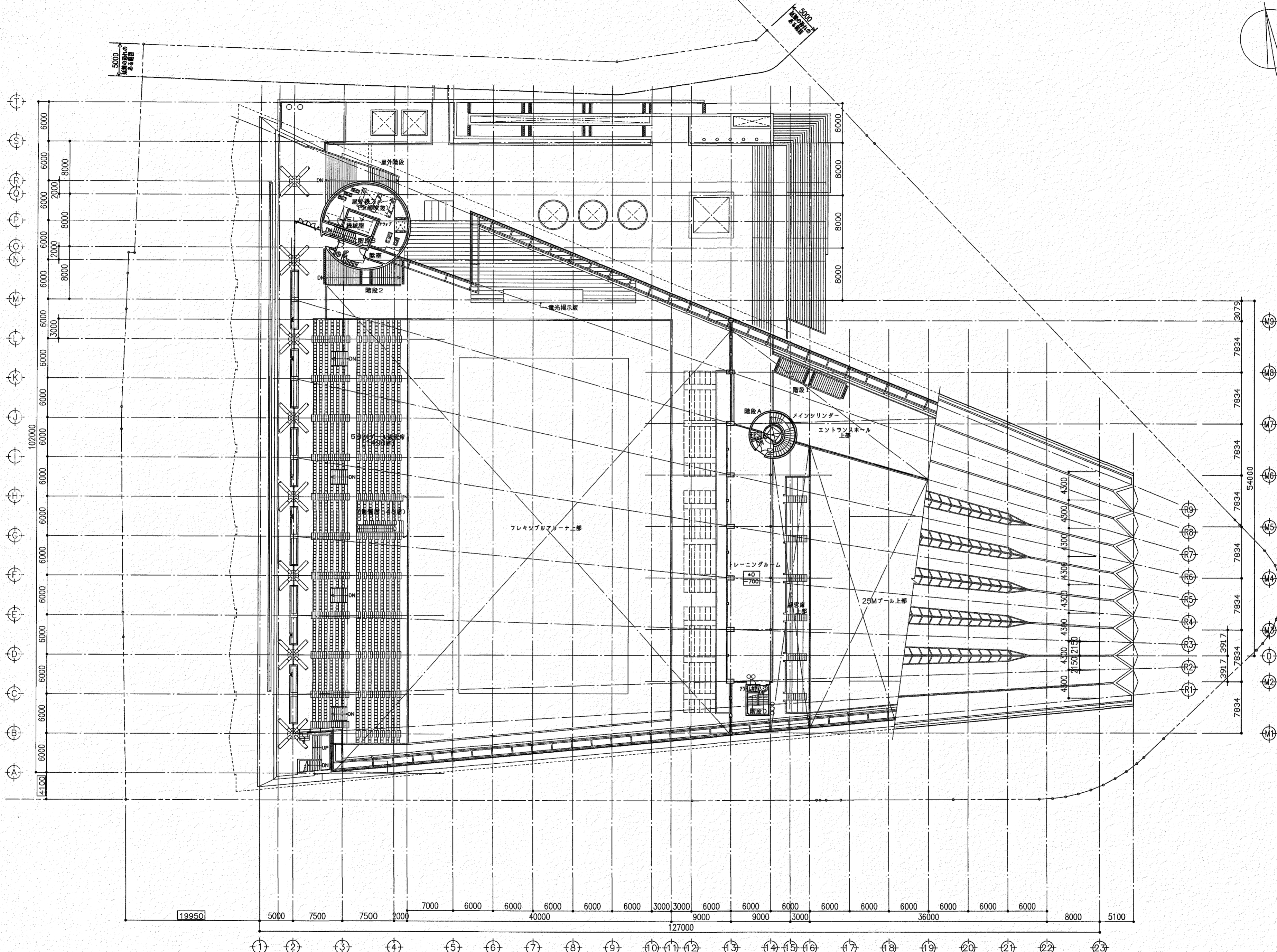
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	改修後詳細図	縮尺	S=1/20	作図年月日	A-08



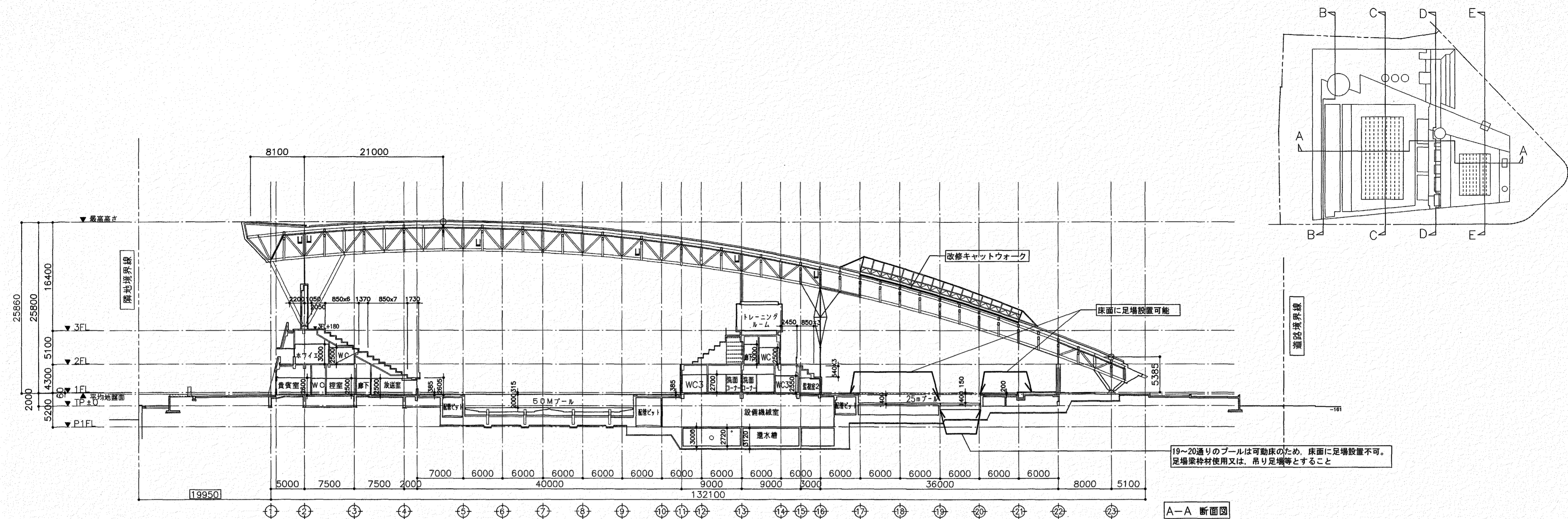
【参考図】

				高知市 都市建設部 公共建築課				工事名 くろしおアリーナキャットウォーク改修工事				係 係長 課長補佐 課長 図面番号			
								図面名 2階平面詳細図				A-09			
								縮尺 1 / 400				作図 年 月 日			

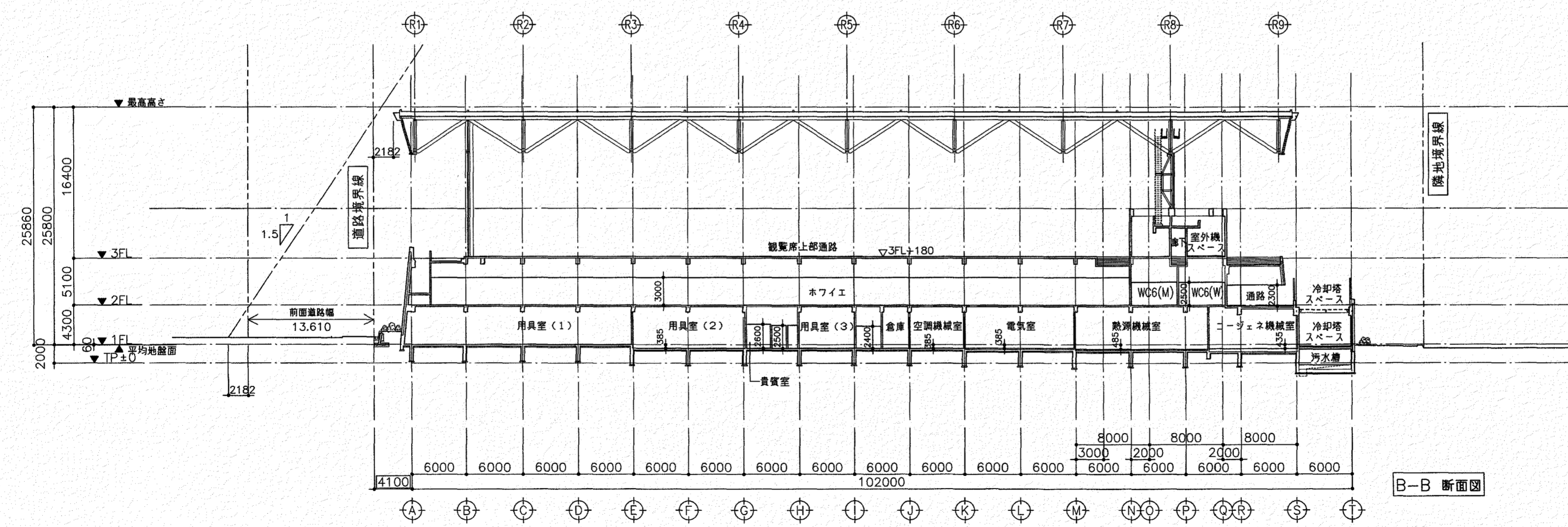
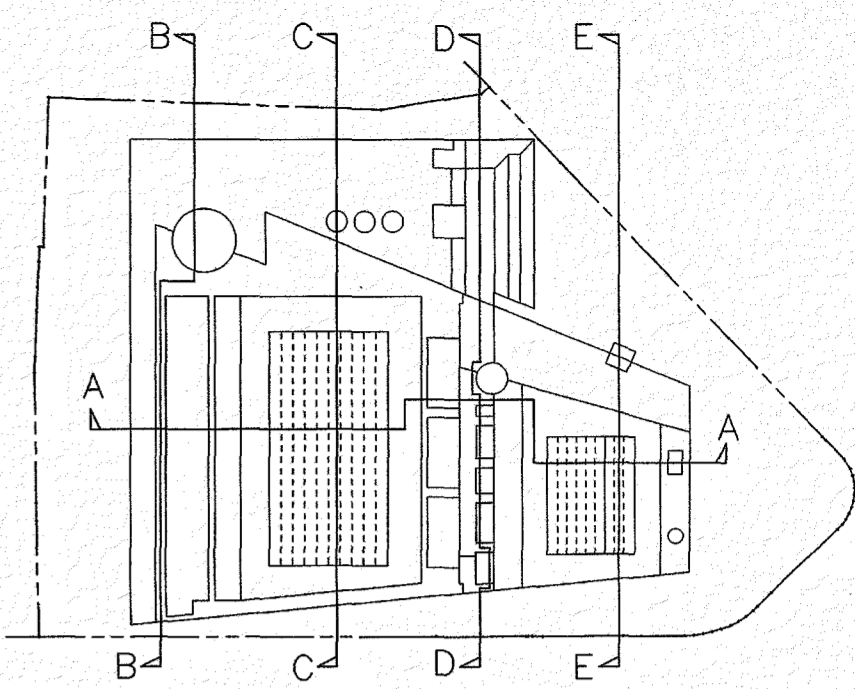


【参考図】

		高知市 都市建設部 公共建築課				工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
						図面名	3階平面詳細図				作図	年	月	日	A-10
								縮尺 1 / 400							

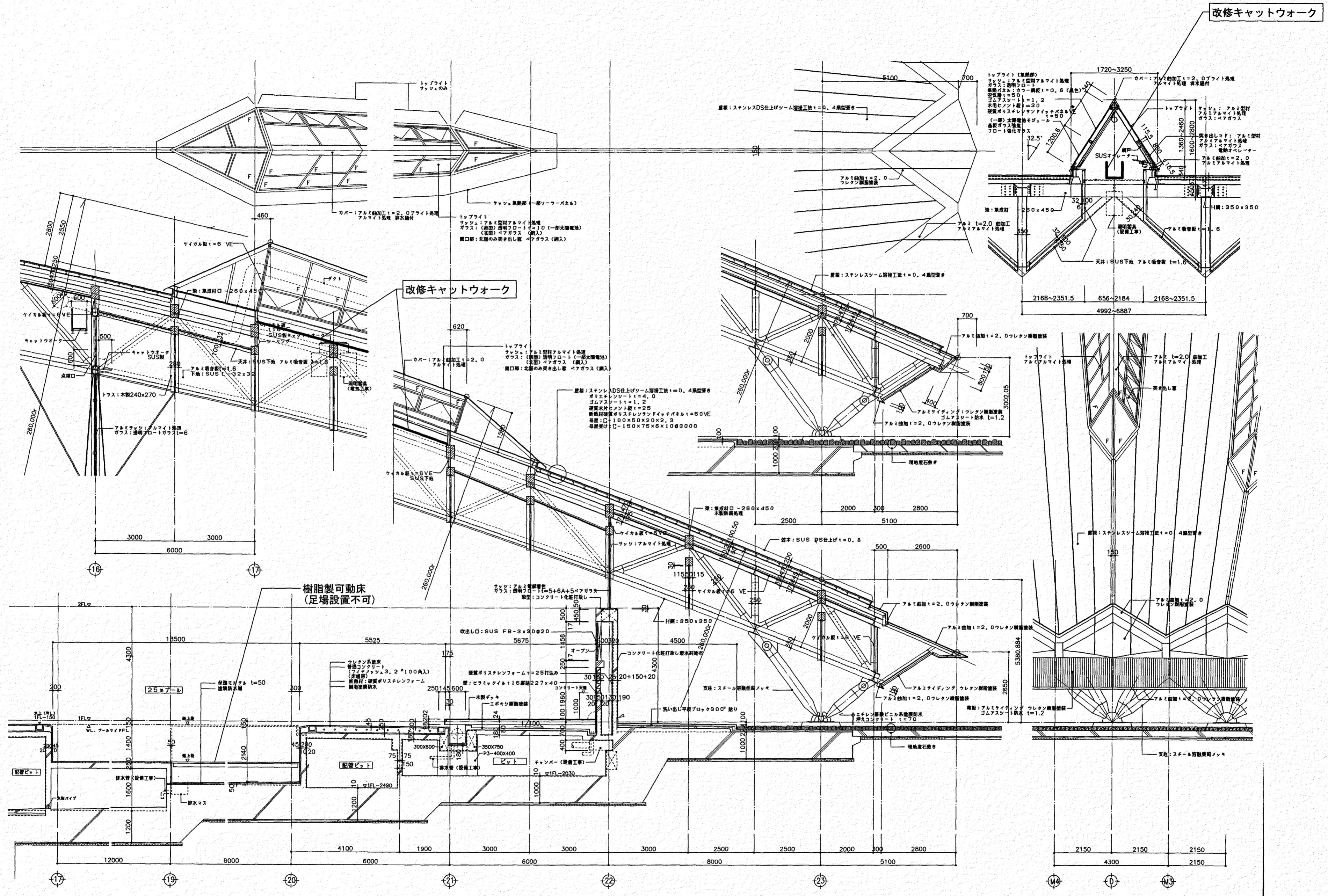


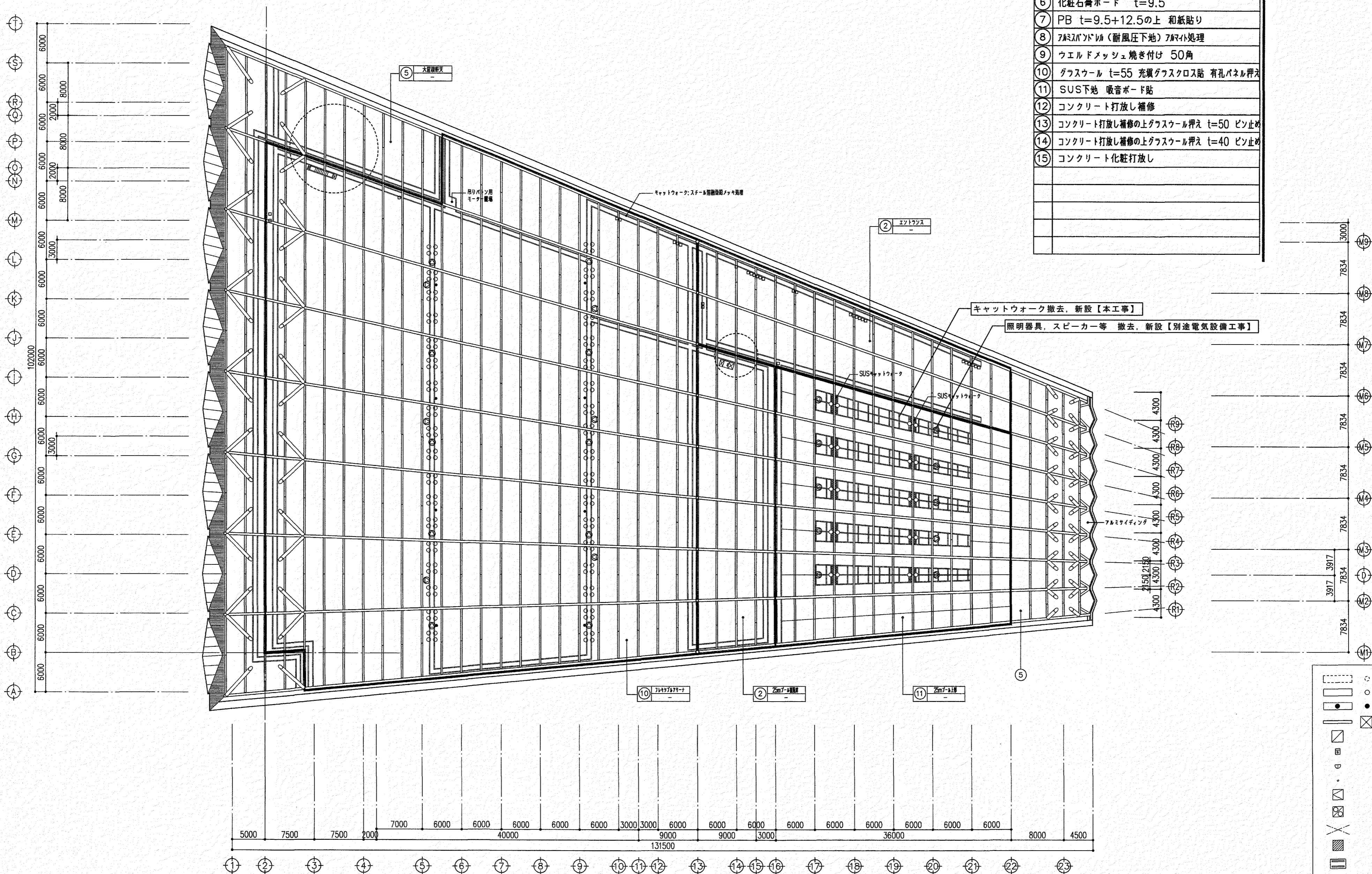
A-A 断面図



B-B 断面図

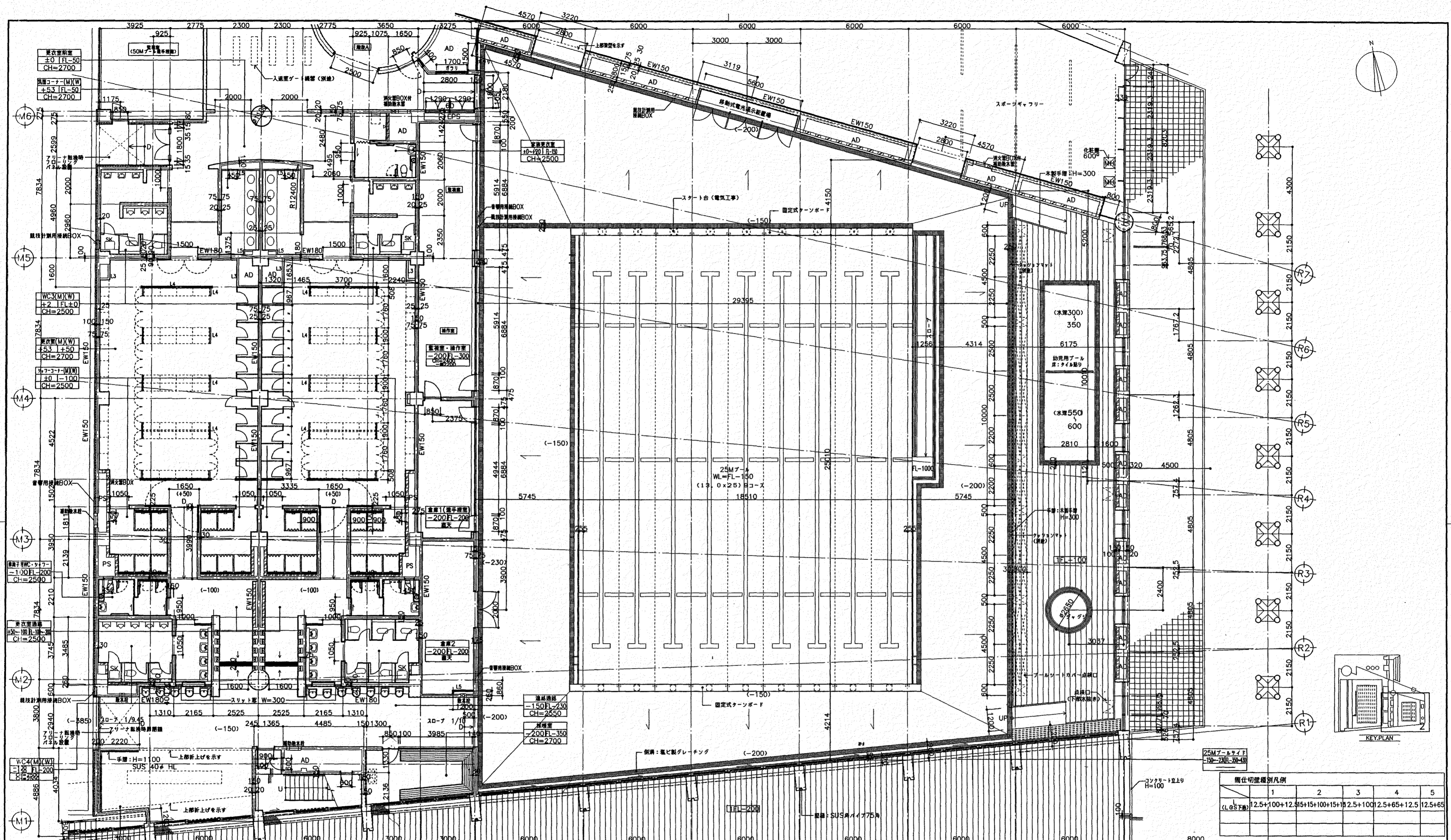
高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
		図面名	断面図	2020/08	縮尺	1 / 400	作図	年月日





仕上	
①	PB t=9.5 の上 岩綿吸音板 t=9.5
②	PB t=9.5 の上 岩綿吸音板 t=9.5の上EP
③	PB t=12.5+9.5 の上 EP
④	PB t=9.5 の上 EP
⑤	ケイカル板 t=6 VE
⑥	化粧石膏ボード t=9.5
⑦	PB t=9.5+12.5の上 和紙貼り
⑧	アクリルボード(耐風圧下地)アクリル処理
⑨	ウエルドメッシュ焼き付け 50角
⑩	グラスウール t=55 充填グラスクロス貼 有孔パネル押入
⑪	SUS下地 吸音ボード貼
⑫	コンクリート打放し補修
⑬	コンクリート打放し補修の上グラスウール押入 t=50 ピン止め
⑭	コンクリート打放し補修の上グラスウール押入 t=40 ピン止め
⑮	コンクリート化粧打放し

	照明器具(直付)
	照明器具(埋込)
	非常用照明
	吹出口
	吸込口
	煙感知器
	熱感知器
	スプリンクラー
	天井点検口
	天井扇
	吹抜(開口)
	化粧パネル
	天井埋込型空調機



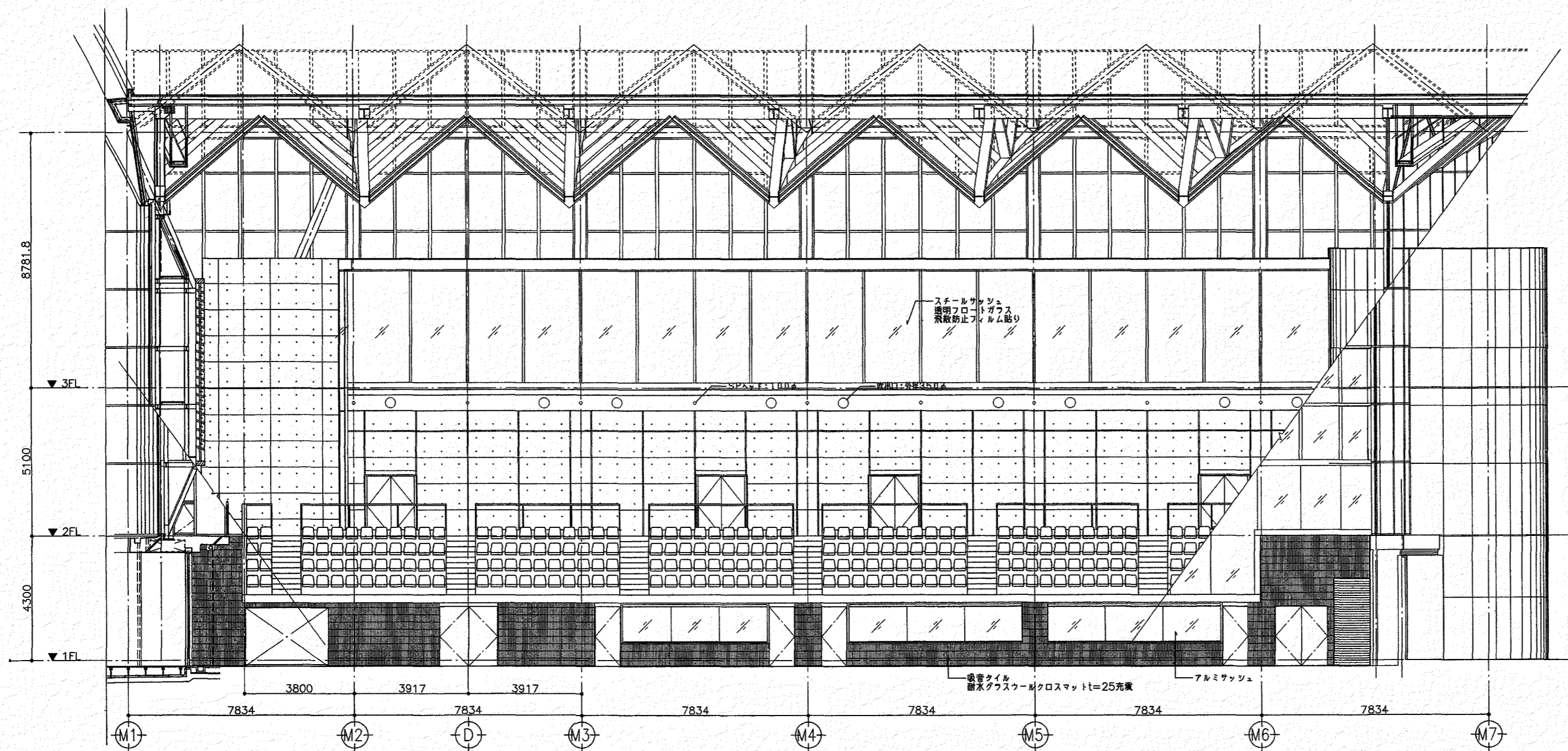
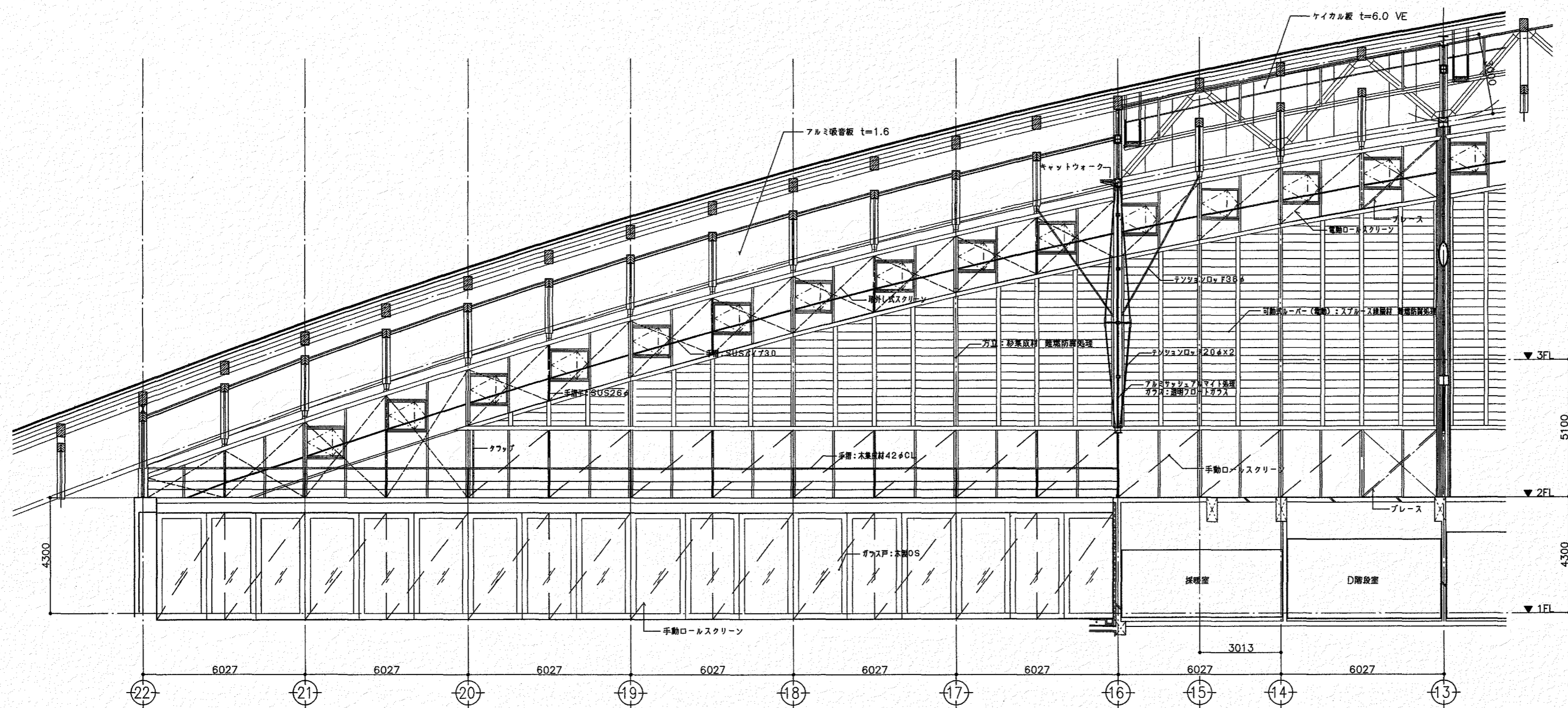
種別	1	2	3	4	5
(L.G.S.下地)	12.5+100+12.5	15+100+15	100+15+100	2.5+100	2.5+65+12.5

階	種別	仕上	材料	厚	備考
1F	大規模改修	床	強化コンクリート	100	1000年耐用性
	大規模改修	床	強化コンクリート	100	1000年耐用性
2F	大規模改修	床	強化コンクリート	100	1000年耐用性
	大規模改修	床	強化コンクリート	100	1000年耐用性

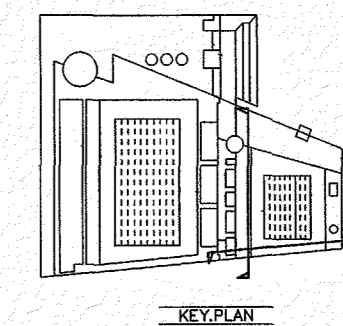
【参考図】

高知市 都市建設部 公共建築課

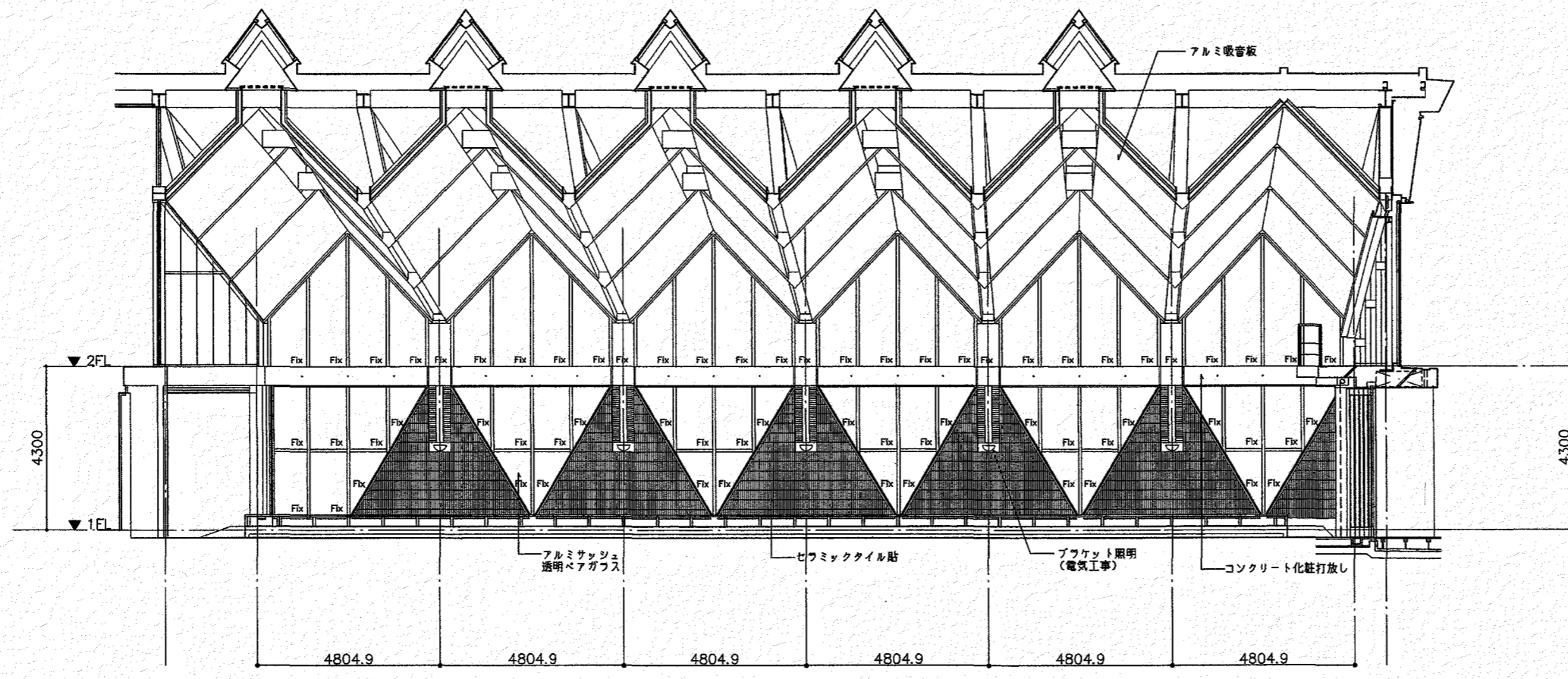
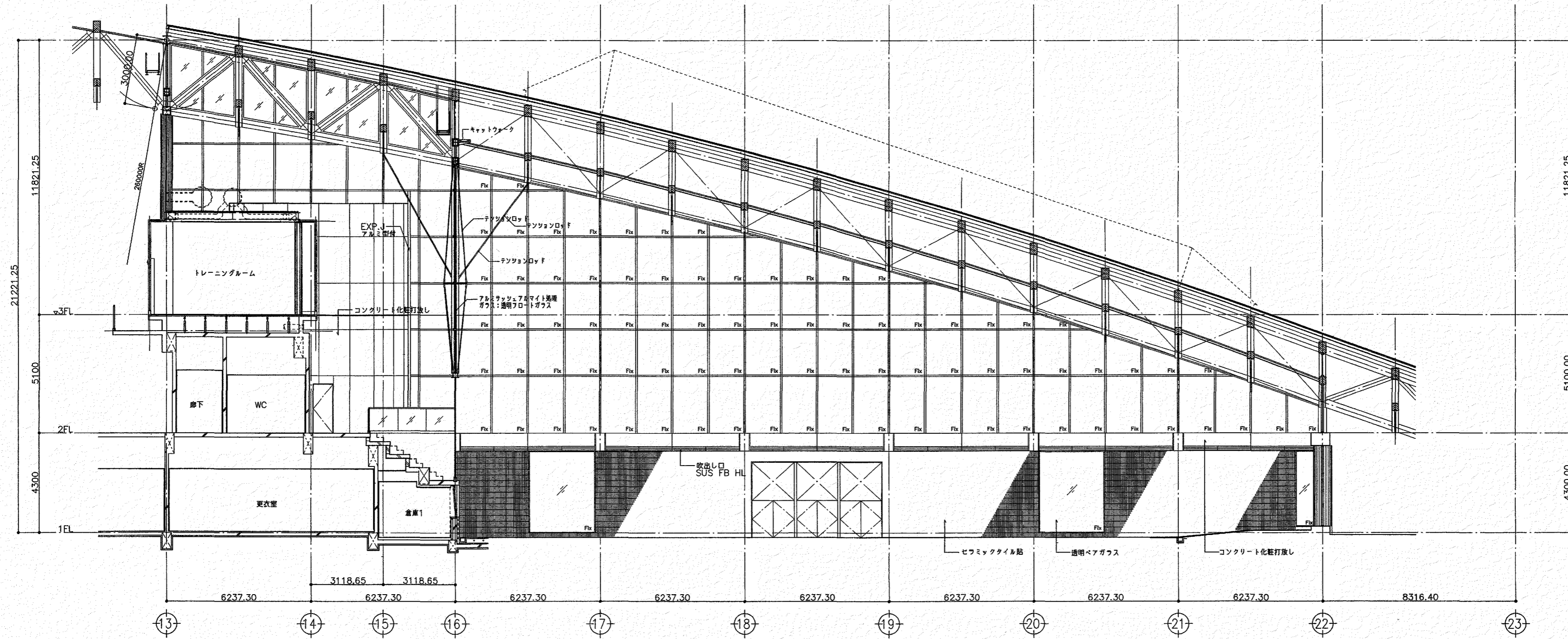
工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事			
係長	課長補佐	課長	図面番号	A-14
図面名	平面詳細図	縮尺	1/150	作図 年 月 日



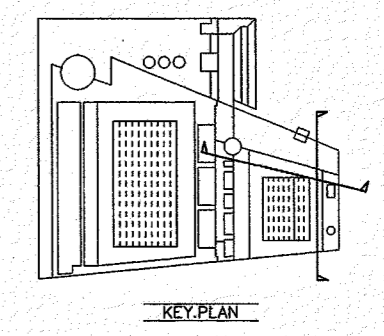
【参考図】



		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事			係	係長	課長補佐	課長	図面番号	
				図面名	展開図 (1)	2020/08	縮尺	1 / 150	作図	年	月	日	A-15



【参考図】



KEY PLAN

		高知市 都市建設部 公共建築課		工事名	くろしおアリーナキャットウォーク改修工事	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				図面名	展開図(2)	2020/08 縮尺 1 / 150		作図	年月日	A-16